

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十(一)卷 第六號

イギリス労働者階級窮乏化の一斷面……………岸本英太郎

イギリス炭鐵業と労働者階級……………前川嘉一

トーマス「初期工場立法」……………片岡昇

昭和二十六年十二月

イギリス勞働階級窮乏化の一斷面

——一九三五、六年代の勞働調査を中心として——

岸 本 英 太 郎

一 一九世紀末葉以降の勞働狀態の概観

資本主義の最先進國として、世界の工場として繁榮を誇つたヴィクトリア朝イギリスも、一八七三年の大恐慌とドイツ、アメリカ等の若々しい新興資本主義諸國の競争とによつて所謂大不況(Great Depression)期に入つたが、漸く獨占資本主義段階に推移しつゝあつたイギリス資本主義は、飛躍的な植民地略取の成功と世界分割鬭争への参加及び驚くべき勞働の強度化等によつて、十九世紀末葉に至るまで、勞働者階級特にクラフト・ユニオンに結集した熟練職工¹⁾勞働貴族への賃銀の上昇を許容し得たのであつた。だがこの勞働者階級の地位の外面的な改善の蔭に、驚くべき龐大な貧窮が莫大な富の生産の對極として生産されつゝあつたことは、チャールス・ブーアのロンドン調査やB・S・ラウントリのヨーク調査に如實に示されたところであつた。これらの勞働者大衆の貧困化は、彼等を驅つてストライキに立上らしめ、ブーアが暴露した事實が喚起した世論の同情に支えられて勝利を収め、彼等を組織化させ(新勞働組合、所謂新組合主義を成立せしめたのであつた。又八十年代の情勢を背景として獨立勞働黨や社會民主聯盟或はフェビアン協會が組織され、一九〇〇年には勞働代表委員會が、

一九〇六年にはこれを基盤として労働黨が結成され、社會主義を復活せしめ、やがて長年經濟闘争に踞踏していたイギリス労働階級を本来の階級闘争へと志向せしめるに至つたのである。この階級闘争は資本家階級を讓歩せしめて、二十世紀における相續ぐ社會政策立法の獲得を可能ならしめた。これら獨占資本主義下のイギリスの階級闘争と社會政策については稿を更めて論じたい。

さて二十世紀に入るや賃銀は低落に轉じ、失業は尨大化し、労働者階級の窮乏化は一段と深刻化したのであつた。次の諸表はこれを示している。

各平均 1904—1939, 1900=100

| 年次 | 貨幣賃銀 | | 生計費 | 純實質賃銀 | |
|---------|------|-----|-----|-------|--------|
| | 總額 | 純 | | 完全就業 | 離業時を含む |
| 1904—8 | 100 | 97 | 100 | 97 | 95 |
| 1909—14 | 104 | 101 | 108 | 95 | 93 |
| 1915—23 | 188 | 180 | 204 | 89 | 97 |
| 1924—32 | 196 | 164 | 181 | 98 | 91 |
| 1933—39 | 185 | 163 | 169 | 104 | 96 |

J. Kuczynski, A Short History of Labour Conditions in Great Britain, p. 92

ここに完全就業とは Per full time week の、離業時を含むとは、Per unemployed and employed worker の夫々譯である。

労働大衆及び労働貴族の實質賃銀

1895—1903=100

| 年次 | 労働貴族 | 労働大衆 |
|-----------|------|------|
| 1895—1903 | 100 | 100 |
| 1904—1908 | 93 | 97 |
| 1909—1914 | 92 | 96 |
| 1924—1932 | 91 | 95 |

J. Kuczynski, ibid., p. 92

1900=100

| 經濟循環 | 雇傭 | 生産 | 生産性 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 1895—1903 | 98 | 96 | 99 |
| 1904—1908 | 107 | 107 | 100 |
| 1909—1914 | 117 | 117 | 101 |
| 1924—1932 | 124 | 121 | 98 |
| 1933—1939 | 131 | 155 | 118 |

J. Kuczynski, ibid., p. 101

| 年次 | 離業時を含む雇傭労働者の純實質賃銀 |
|------|-------------------|
| 1900 | 100 |
| 1926 | 88 |
| 1927 | 92 |
| 1928 | 91 |
| 1929 | 91 |
| 1930 | 95 |
| 1931 | 91 |
| 1932 | 93 |
| 1933 | 94 |
| 1934 | 96 |
| 1935 | 95 |
| 1936 | 98 |
| 1937 | 98 |
| 1938 | 100 |
| 1939 | 94 |

J. Kuczynski, p. 120

| 年次 | 雇傭数 | 生産量 | 生産性 |
|------|-----|-----|-----|
| 1900 | 100 | 100 | 100 |
| 1926 | 116 | 98 | 85 |
| 1927 | 134 | 137 | 103 |
| 1930 | 124 | 129 | 104 |
| 1931 | 111 | 117 | 105 |
| 1932 | 111 | 118 | 106 |
| 1933 | 117 | 126 | 108 |
| 1934 | 122 | 143 | 117 |
| 1935 | 124 | 148 | 119 |
| 1936 | 131 | 162 | 124 |
| 1937 | 142 | 173 | 121 |
| 1938 | 135 | 162 | 120 |

Ibid., p. 121

5. ここで一九三三・六年代を含む大恐慌（一九三〇—三二年）後のイギリス労働者階級の状態に焦点を合せてみよ

失業率 1900—1939
百分比

| | | | |
|------|-----|------|------|
| 1900 | 2.5 | 1920 | 2.4 |
| 1901 | 3.3 | 1921 | 16.6 |
| 1902 | 4.0 | 1922 | 14.1 |
| 1903 | 4.7 | 1923 | 11.6 |
| 1904 | 6.0 | 1924 | 10.2 |
| 1905 | 5.0 | 1925 | 11.0 |
| 1906 | 3.6 | 1926 | 12.3 |
| 1907 | 3.7 | 1927 | 9.6 |
| 1908 | 7.8 | 1928 | 10.7 |
| 1909 | 7.7 | 1929 | 10.3 |
| 1910 | 4.7 | 1930 | 15.8 |
| 1911 | 3.0 | 1931 | 21.1 |
| 1912 | 3.2 | 1932 | 21.9 |
| 1913 | 2.1 | 1933 | 19.8 |
| 1914 | 3.3 | 1934 | 16.6 |
| 1915 | 1.1 | 1935 | 15.3 |
| 1916 | 0.4 | 1936 | 12.9 |
| 1917 | 0.7 | 1937 | 10.6 |
| 1918 | 0.8 | 1938 | 12.5 |
| 1919 | 2.4 | 1939 | 10.3 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 97

一時間當りの労働生産性

| 年次 | 生産性 |
|-----------|-----|
| 1895—1903 | 99 |
| 1904—1908 | 101 |
| 1909—1914 | 103 |
| 1924—1932 | 111 |
| 1933—1939 | 136 |

Ibid., p. 102

以上の二表は、一九三二年以來の急速な労働生産性の上昇にもかかわらず、實質賃銀の上昇は言うに足りない程度である事を示して居り、何よりもこれは賃銀の上昇を伴わない労働強度の著しい増進を推測せしめるに足るのである。

かかる労働状態の悪化は次の如く災害や疾病の増大を結果している。

| 年次 | 災害件数 | 災害率 (千分比) |
|------|---------|--------------|
| 1932 | 350,674 | 52.2 |
| 1933 | 346,273 | 50.6 |
| 1934 | 387,953 | 54.0 |
| 1935 | 409,231 | 55.5 |
| 1936 | 445,222 | 57.5 |
| 1937 | 473,736 | 58.4 |

Statistical Abstract for the U. K.
1939, 138 表より

一人當りの保険による醫療處置

| 年次 | 回数 | 金額 |
|------|------|------------|
| 1932 | 4.19 | 2シリング9½ペンス |
| 1933 | 4.56 | 2 11½ |
| 1934 | 4.49 | 2 11 |
| 1935 | 4.60 | 3 0 |
| 1936 | 4.72 | 3 1½ |
| 1937 | 4.75 | 3 2 |

Annual Reports of the Ministry
of Health, 1932-3,--1937-8 より

次頁表の如き尨大な失業が労働者階級の地位の顯著な悪化を示している事は論ずるまでもない。

ところで労働者階級のかかる窮乏化は一方彼等が作り出す益々多くの富によつてブルジョアジーを益々富ましたのである。コーリン・クラークの計算によるサラリーメンを含めた勤勞者階級及びブルジョアジーの所得の増加並びに「クチンスキー」の計算による勤勞者階級のブルジョアジーに對する相對的貧困化は次の通りである。

| 年次 | 失業數 | 雇備數 |
|------|-----------|------------|
| 1932 | 2,745,000 | 9,348,000 |
| 1933 | 2,521,000 | 9,682,000 |
| 1934 | 2,159,000 | 10,138,000 |
| 1935 | 2,037,000 | 10,377,000 |
| 1936 | 1,755,000 | 10,912,000 |
| 1937 | 1,489,000 | 11,494,000 |
| 1938 | 1,791,000 | 11,406,000 |

Ministry of Labour Gazette, 1938年11月
及び1939年2月

(1932=100)

| 年次 | 労働者及サラリーマンの所得 | 雇備者其他の所得 | 勤勞者の相對的地位 |
|------|---------------|----------|-----------|
| 1932 | 100 | 100 | 100 |
| 1933 | 102 | 104 | 98 |
| 1934 | 106 | 116 | 91 |
| 1935 | 111 | 128 | 87 |
| 1936 | 118 | 138 | 86 |
| 1937 | 125 | 149 | 84 |

勤勞者及び雇備者其他の所得は Colin Clerk, National Income and Outlay より。J. Kuczynski, The Condition of the Workers in Great Britain, Germany & the U.S.S.R. 1932-38, 1939. pp. 58-59.

さて一九二九年の繁榮の絶頂から深刻無比な世界恐慌（一九二九—三〇）に見舞われたイギリス資本主義は、その生産量においては一九三四年に、雇備數においては一九三七年に漸く一九二九年の水準を突破して好況に轉じたが、一九三八年には、一九三七年來の再

軍備の進展にもかかわらず、早くも恐慌に見舞われ、生産も雇備も著しく減退し、對外貿易は減少し、失業は再び増勢に轉じたのである。この恐慌はアメリカ、イギリス、フランス等をとらえたが一九三九年に開始された第二次世界大戦によつて中斷せられたのである。

恐慌は所謂繁榮を経験する事なく、而も世界再軍備時代に襲來し、その深刻さを示唆したが、一九三五年時代は、諸表の示すごとく「好況」の時期であり、實質賃銀 (real wages per unemployed and employed worker) は二十世紀を通じて最も高い時期（一九〇〇年を一〇〇として一九三五年九五、一九三六年九八）に属していたから、この期の労働者調査は、調査の時期としては労働者にとつて比較的よい時期であると断定してよいのである。

註(1)

十九世紀末葉のイギリス労働階級の實質賃銀の上昇は上の表の通りであつた。

| 年次 | 労働貴族 | 労働大衆 |
|-----------|------|------|
| 1869—79 | 85 | 92 |
| 1880—86 | 88 | 85 |
| 1887—95 | 91 | 90 |
| 1895—1902 | 98 | 95 |

1900=100

J. Kuczynski, A Short History of Labour Conditions in Great Britain, 1947, p. 55

- II. 上の中等階級
 G. 下の
 F. 高級労働者
 E. 規則的に標準的な所得ある者
-
- D. 僅かの規則的収入しかないもの
 C. 斷續的にしか収入のないもの
 B. 臨時的収入しかないもの
 A. 副次的労働者の最下級

(2) 富裕な商人で地主であつたチャールズ・ブリス(Charles Booth)は「貧困(悲慘、墮落と規則的な収入との数字的關係を究明すると共に、各階級の生活の一般的状态を明らかにする)」(Charles Booth, Life and Labour of the People in London, Vol. 1, p. 6) 目的をもつて十五年間も骨の折れる労働調査を続け、一九〇二年に十七巻の書物としてこれを出版した。その最初の調査の結果は一八八九年と一八九一年の間に「ロンドンにおける人民の生活と労働」(Life and Labour of the People in London)と題して公刊された。

ブリスは「通常の家族(moderate family)で仕事が慢性的に不規則なもの、病氣或は子供の数が多すぎる等何れの理由たるかを問わず、週十八シリング—二十一シリングの収入しかないものを「貧困」(poor)と稱した。(Cf. Journal of the Royal Statistical Society, Vol. 1, p. 325)。そしてロンドンの人民の生活を次の八等級に分類した。

AからDまでが貧困線以下で、ブリスは、CとDとを貧困(Poor)、AとBとを非常な貧困(Very poor)とよんでゐる。上掲の通りである。

貧困及び非常な貧困四、〇〇〇のケース(East End & Hackney)についての貧困の原因は次頁の表の通りであつた。

ブリスはこの調査の結果について次の様にのべている。「私はこの調査が誇張を暴露し、それであつたという事をたしかに期待したが、暴露された現實の貧困は、その量においても程度においても非常に大きく、且つ確かであつたので、私は次第にそれが誇張ではないと気づいたのである」(C. Booth, Life and Labour, Vol. 1, 1889, pp. 4, 5)。尚ブリスの所謂貧困線は、ラウンダリーのヨーク調査の貧困線と同様なる肉體的生存の最低標準(minimum standard of bare physical existence)であり、これ

| 階 層 別 | | 人 数 単位1,000 | 百分比 |
|--------------|-----|-------------------|-------|
| 中等階級及びそれ以上 | GとH | 750 | 17.8 |
| 労働階級で生活のいいもの | EとF | 2,166 | 51.5 |
| 貧 困 | CとD | 938 | 22.3 |
| 非 常 な 貧 困 | B | 317 | 7.5 |
| 最 下 級 | A | 38 | 0.9 |
| 總 計 | AとH | 4,209 | 100.0 |

C. Booth, Life and Labour of the People, 1891,
Vol. II, p. 21

| 貧 困 の 原 因 | A と B | | C と D | |
|---|-------|-----|-------|-----|
| | 数 | 百分比 | 数 | 百分比 |
| 浮 浪 | 60 | 4 | 0 | 0 |
| 雇 傭 関 係 (不規則な労働或は 低い賃銀) | 878 | 55 | 1,668 | 68 |
| 習 慣 関 係 (飲酒或は節約心の ないこと) | 231 | 14 | 322 | 13 |
| 事 情 の 問 題 (病氣, 病身, 大家族 これらは不規則労働 と結びついてい ると思われる。) | 441 | 27 | 476 | 19 |
| 總 数 | 1,610 | 100 | 2,466 | 100 |

Journal of the Royal Statistical Society, Vol. LI, p. 295

以下の生活は飢餓 (Starvation) (Hunger) を意味する低いものであつた。

F・ウリアムスはこのブースの調査について次の様子のべている。——「彼によつてははじめられた調査は『人民の労働と生活』という題で公刊された。この本は統計的に證明された百二十五萬以上の人が最低生活必需品以外には何等の餘裕をも許さぬレベルとして定められた貧乏線を遙かに下廻る存在を續けていふことを論駁しがたいほどに證明した。彼が集めた證據を

調へるとロンドン全人口の三二%が最もひどい墮落的な貧困に生活し、ロンドンのイースト・エンドではこの比率は大〇%である事が明らかになつた。後にブーエの方法に基づいて、地方都市並に田舎で行われた調査の結果は、ロンドンの真相は英國の他の地方の真相でもあることを明らかにした。勝ち誇つたウィクトリア朝時代の資本主義 (Triumphant Victorian capitalism) は、それが高言したキリスト教を侮蔑する經濟的抑壓と道德的物質的墮落の上に築かれたものであることが明かになつた。それが自慢した能率は、大部分は全國數百萬労働者の非人間的擄取 (inhuman exploitation) によつてのみ可能となつた能率にはかならなかつたのである」(Francis Williams, Fifty Years March—the rise of the Labour Party, p. 37. 邦譯、鈴木茂三郎譯「五十年の前進」上巻四八一—九頁)と。けだし至言である。このブーエの調査は「中流階級の多くの人々の社會的良心を動かす、かくして労働運動に對して將來の重要な味方を與えた」(F. Williams, *ibid.*, p. 38. 邦譯四九頁)のである。

(3) Cl. B. S. Rowntree, *Poverty, A Study of Town Life*, 1901, B. S. ラウントリーは一八九九年、ヨークの労働者の生活調査を行つたが、その際は貧困線・最低生活費を夫婦と子供三人の五人家族で次の如く週二—シリング八ペンスとなした。(B. S. Rowntree, *Poverty*, 1922, p. 143)

| | シリング | ペンス |
|------------------|------|-----|
| 食物..... | 二 | 九 |
| 家賃..... | 四 | 〇 |
| 衣服..... | 一 | 三 |
| 燃料..... | 一 | 一〇 |
| 他の雜費(燈火を含む)..... | 一 | 一〇 |
| 計..... | 二一 | 八 |

彼は更に貧困者を第一次貧困 (primary poverty) と第二次貧困 (secondary poverty) に分け、前者を「その總収入が單なる肉體的能率を維持するに必要な最少限にも不十分な家族」後者を「その總収入が、その一部が有用無用を問わず他の支出に向けられぬ限り、單なる肉體的能率を維持することの出来る家族」とした (B. S. Rowntree, *ibid.*, p. XIX)。何れにしても二—シリング八ペンスという最低生活費—貧困線は非常に低いものでドップはこれのように述べている。「ラウントリー氏が

第一次貧困者の貧困の直接原因

| 貧困の原因 | すべての年齢者を含む | 子供 |
|-------------------------------------|------------|------|
| 主たる収入者が規則的 な労働に従事している が低賃銀のため | 52.0 | 56.5 |
| 大家族のため（即ち4 人以上の子供のいる家 族） | 22.2 | 26.6 |
| 主たる収入者の死或は 無能力 | 20.7 | 12.8 |
| 労働が不規則であるか 或は失業によるもの | 5.1 | 4.1 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 153

一八九九年ヨーク市の貧困状態を調査した際に採用した標準は、それ以下では飢餓或は半飢餓ということが出来るような單なる肉體の生存の最低水準であつた。それは大部分菜食 (Vegetarian diet) を表わしていた。それは子供の衣服については救貧法による救貧院 (Poor Law Institutions) がその保護下にある子供に着せるための支出の半分にすぎない。そして汽車や電車賃或は新聞やタバコの如きは全然支出を許してゐないのである。……」 (Maurice Dobb, *Wages*, 1948, p. 48) と。その低きを思うべきである。

ところで、七、二、三〇人からなる一、四六五家族、即ち總賃銀所得階級の二五・四六%、ヨーク市の全人口の九・九一%が第一次貧困者で (B. S. Rowntree, *ibid.*, pp. 143, 144)、一三、〇七二人、即ち總賃金所得階級の二七・九四%、ヨーク市の總人口の一七・九三%が第二次貧困者であつた。貧困者はかくて總賃銀所得者の四三・四%、總人口の二七・八四%を占めた (B. S. Rowntree, *ibid.*, pp. 150, 151)。

この調査が行われた一八九九年が異常な好況期であつた事を思えば、労働者階級の貧困の量と深さがいかに大きいか分かるであらう。因みに第一次貧困の直接原因は上掲表の通りであつた。

(4) F. Williams, *Fifty Years March*, p. 37

(5) 二十世紀に入つての労働者階級の貧困化は統計的にも明瞭に示されてゐるが、多くの労働者調査も貧困の蔓延を如實に示してゐる (Cf. A. I. Bowley and M. H. Hogg, *Has Poverty Diminished? A Sequel to "Livelihood and Poverty"*; New Survey of London Life and Labour, The Social Survey of Merseyside, Survey of the Subnormal, Allen Hull, The Condition of the Working Class in Britain, 1932).

「ブームの『労働と人民の生活』第一巻の公刊後一五年たつても連

合王国の成年労働者の二五％は週二五シリング以下の所得であつた。木綿業ではこの比率は四〇％であつた。ジェード産業ではほぼ五〇％の労働者が週一ポンド以下を支拂われた。農業労働者の全国を通ずる平均賃銀は週一八シリング六ペンスであつた。商務省編集の数字によれば、産業に従事した全婦人の半数は週一〇シリング以下を支拂われた。しかしその當時の生計費では、婦人が獨立して生活してゆける最低額は週一五シリングと推定されていた。仕立業では週五四時間労働で一三シリングが高い賃銀であつた。家内労働者は、お話にならない経済的絶望に遭ひこむ賃銀を支拂われた。男のロットを完全に仕上げる賃銀は四ペンス乃至九ペンスであつた。ズボンを作るのは四ペンス乃至八ペンス半、シャツは一ダースにつき八ペンス半の賃銀が支拂れた。パーミンガムのホツクヤボタン孔の労働は一日一〇時間働いて、週四シリング稼いだ。マッチ箱製造人の平均週給は一日一二時間で五シリングであつた。

最後にあげたこれらのものは苦汗産業であつた。これらは労働者が組織されていない産業、すなわちヴィクトリア朝資本主義が勝手氣儘に好きなことが出来た産業であつた。新しい組合運動が動きはじめた八〇年代においても、英國産業の労働者の九〇％は未組織で、英國産業の九〇％は苦汗産業であつた。(F. Williams, Fifty Years March, p. 38, 邦譯四九—五一頁、尙邦譯には重大な脱漏がある)。

コール夫妻はその著「英國の狀態」(The Condition of Britain)の中で諸労働調査の結果について次の様に述べている。——
「極度に低く耐えられぬほどきボーレイ標準でさえも (even on the intolerable Bowley standard) 全労働者階級の高く割合が、最近の社會調査におつてこの『貧困線』以下である事が発見されたのである。一九三一年におけるマンシイフォードのサウサンプトン調査(The Percy Ford survey of Southampton)は、その繁榮せる海港の全人口の二〇％以上がボーレイ線(Bowley line)以下の生活をしてゐることを如實に示したのである。一九二四年のリーディング調査(the Reading survey of 1924)は一三％を示し、一九二九—三一年のマーシイサイド(Merseyside)の調査は一六％を示し、一九二九—一九三〇年のロンドン調査(New London Survey)のこと……岸本)を九％以上を示したのである。しかしこれらの場所のどこも景氣の悪い地域ではないのである。残念にも世界不況以後の景氣の悪い地域の調査がない。スタンレーの石炭地帯の中心即ちダーナム(Durham)に於ては、一九二四年の調査が人口の七・二％がボーレイ線以下の生活をしてゐることを知らせているのである。ボルトン(Bolton)とノーサンプトン(Northampton)では4—4½％を示してゐる。しかし、これらの古い調査は最早大

都市及び産業地帯における悲惨な貧困の程度を大體に於いて示すものとしてとりあげることが出来る。……ポ
ーレイ線以下の家族は彼等の不幸が殆んどすべて直接に失業によると考へてはならないのである。ロンドンの調査においては
(New London Survey) ポーレイ線以下の家族の約半分の苦境は結局これに由来した。リーディングでは一九二四年において
全人口の殆んど八%は、雇傭数はその普通の賃銀率で引續いて増大しているにもかかわらず、ポーレイ線以下である事が示さ
れたのである。一九二九年以來の失業は疑いもなく何十萬という追加家族をポーレイ線以下におし下げた。しかし異常な不況
によるのではなくて、單に彼等の所得額が現在の經濟制度下においてはそれ以上にあげることの出来ない澤山のポーレイ線以
下の家族がいるのである。

上述のすべての調査についてポーレイ線の代りに、かなり高い標準に基づいたラウントリー線 (Roundtree line) におきかえ
た結果を試す事は不可能である。しかしそれは *Merebydale* の調査の場合には算定された。標準の變更の結果は、貧困線以下
の家族は全労働者家族の一七・三%の代りに三一%以上となつたのである。ロンドンではそれは實際に計算されたのではな
いが、おそらくそれと同じ位多いであろう。何となれば、ロンドン地域では全家族の殆んど一〇%がポーレイ線以下であつた
からである。そして他の二五%はポーレイ最低額より一ポンド以下しか高くないからである。全ロンドンの家族の一五%だけ
がポーレイ最低額より三ポンド高かつた。そして他の一七%は二ポンドだけ高かつたのである。一般的に我々は以下の様に
うことが出来る。即ちロンドン全家族のうち約三分の一はラウントリー線以下或はそれに近く、他の三分の一はそれより大
て高くなく、唯残りの三分の一だけが、人間的意味において第一次的貧困の結果からとのおくはなれたよい生活をしているので
ある。 (G. D. H. & M. I. Cole, *The Condition of Britain, 1937*, p. 280)。尙労働調査の要約は D. C. Jones,
Social Surveys, 1948 を参照。

二 一九三五年十月の政府の労働調査を中心として見た労働階級の貧困化

一九三五年十月、イギリス政府は殆んど全産業に亘つて、労働者の収入と労働時間とに関する調査を行い、そ
の結果を一九三七年の労働省月報 (*Ministry of Labour Gazette*) の各號に相續いで發表した。これは短時間労働や時

間外労働を詳細に究明し、それと賃銀の關係を明らかにしている意味で極めて重要な注目すべき調査であつた。J・クチンスキーはこの貴重な政府の労働調査をとりあげ、ラウントリー氏の最低生活費と比較し、この最低生活費—貧困線以下の労働者がどれだけ、そしてどの様な態様で存在するかを明らかにし、これを一九三八年「飢餓と労働」(Hunger and Work, London)と題して公刊した。筆者はこの書物を通して、當時のイギリスの労働者状態を明らかにしてゆくであらう。

| 年次 | 職工業 | | | | 農業 | |
|-----------|-------|----|------|----|------|-----|
| | 男子労働者 | | 獨立婦人 | | シリング | ペンス |
| 1935年 10月 | 51 | 3 | 29 | 9 | 39 | 8 |
| 11 | 51 | 11 | 30 | 2 | 40 | 2 |
| 12 | 51 | 11 | 30 | 2 | 40 | 2 |
| 1936年 1 | 51 | 11 | 30 | 2 | 40 | 2 |
| 2 | 51 | 11 | 30 | 2 | 40 | 2 |
| 3 | 51 | 7 | 29 | 11 | 39 | 2 |
| 4 | 50 | 4 | 29 | 6 | 39 | 4 |
| 5 | 50 | 11 | 29 | 6 | 39 | 4 |
| 6 | 50 | 11 | 29 | 6 | 39 | 4 |
| 7 | 51 | 7 | 29 | 11 | 39 | 11 |
| 8 | 51 | 7 | 29 | 11 | 39 | 11 |
| 9 | 51 | 11 | 30 | 2 | 40 | 2 |
| 10 | 52 | 4 | 30 | 4 | 40 | 6 |
| 11 | 53 | 5 | 31 | 0 | 41 | 4 |
| 12 | 53 | 5 | 31 | 0 | 41 | 4 |

ラウントリー氏の最低生活費—Human Needs of Labour—については次章で詳論するであろうが、これはボーレイ線よりは勿論多いが、本來決して多いものではなく、「不十分な貧弱な標準」なのである。J・クチンスキーは調査時の一九三五年十月のラウントリー—最低生活費を五一シリング三ペンス(通常の労働者mature workをしてゐる、三人の未獨立の子供をもつた夫婦五人の労働者家族のそれ)、二九シリング九ペンス(獨立の労働婦人)三九シリング八ペンス(農業労働者家族)としているが、これは公式の生活費統計と同一のものに外ならない。公式の生計費(official cost of living)は上掲表の通りである。

以下各産業別に労働者の状態を明らかにしてゆきたい。

1 繊維産業における賃銀と生計費

二一歳以上の男子の平均収入は五五シリング一一ペンヌで、一八歳以上の女子のそれは三〇シリング三ペンヌであつた(尚、繊維産業中の各業種別平均所得については J. Kuzynski, *Hunger and Work*, pp. 17—8 を見よ)。

ところで最低生活費である五一シリング三ペンヌ以下の収入しかない成年男子労働者の数は次の通りであつた(各業種の名稱は専門家でない筆者には邦語に移す事が困難な場合も少くないので、すべて原名を用いることとした)。

| | |
|--------------------------------|--------|
| Cotton carding, spinning, etc. | 27,214 |
| Cotton weaving | 15,366 |
| Cotton spinning, etc. | 7,178 |
| Flax and hemp spinning, etc. | 7,652 |
| Jute spinning and weaving | 6,421 |
| Preparing, spinning, etc. | 546 |

計 63,387

六三、三五六名中の約三、一一九名は時間外労働によつて最低生活標準以上の賃銀を得ているのである。ところで標準労働週全部を働くことが出来れば、最低標準以上の収入があるが、短時間労働 (short-time work) のために最低標準の収入を得られない労働者数は二〇、五六四²⁾人であつた。

諸々の資料から、成年男子労働者でラウントリ一の最低生活標準以下の賃銀しか得ていない者は次の通りであつた事が分るのである。³⁾

| | |
|-------------------------------|--------|
| 1. 標準労働週働いて、しかも最低標準以下の収入しかない者 | 63,357 |
| 2. Mungo 其の他の業種の労働者 | 1,478 |
| 3. 短時間労働のために最低標準以下の労働者* | 20,564 |
| 4. 時間外労働によつて最低標準以上を得ている労働者** | 3,119 |
| | 78,518 |

*平均的には最低標準よりも収入は多いのである。

**平均的には最低標準よりも収入は少ないのである。

この様に政府によつて調査された繊維工場において約八萬人の成年男子労働者が、ラウントリー氏によつて労働者家族に必要とみなされた最低生活費以下の所得しかなかつたのである。八萬人の労働者は、政府の調査の対象となつた繊維工場の二一歳以上の成年男子労働者の約四〇%である。もしこの比率が、繊維産業において實際に雇傭されている二一歳以上の全男子労働者においても同様であるとすれば、約一三五、〇〇〇人の二一歳以上の男子の繊維労働者が、ラウントリー氏の最低標準で彼等の家族を養うだけの収入を得ていないことになるのである。

女子に目を轉ずれば、一二三、六二二人の繊維女子労働者は、ラウントリー氏の最低生活費二九シリング九ペンス以下の収入しか得ていないのである。次頁の表の通りである。

以上は標準労働週働いて、しかも最低生活費以下の収入しかない女子労働者であるが、次の業種では、時間外労働によつて最低生活費以上を得ているものが一五、八三八人いるので、最低生活費以下の女子労働者は三二、三三三人となる。次頁の第二の表の通りである。

最低生活費以下の女子労働者數

| | |
|-----------------------------------|---------|
| Cotton carding, spinning, etc. | 48,241 |
| Cotton spinning, etc. | 14,640 |
| Cotton wool, surgical, etc. | 1,981 |
| Wool sorting, etc. | 93 |
| Wool combing, etc. | 3,128 |
| Mungo, etc. | 970 |
| Artificial silk spinning | 4,910 |
| Flax and hemp, etc. | 20,799 |
| Hair curling, etc. | 465 |
| Preparing, etc. | 217 |
| Rope, cord, and twine manufacture | 3,559 |
| Canvas goods, etc. | 2,649 |
| Hemming and embroidery | 3,234 |
| Textile bleaching, etc. | 12,340 |
| Velvet and fustian cutting | 180 |
| Making-up and packing | 2,222 |
| Miscellaneous textile | 4,014 |
| | <hr/> |
| | 123,622 |

J. Kuczynski, *ibid.*, pp. 21—22.

| 時間外労働をするものの百分比 | 労働者數 | | 最低生活費以下の所得の女子労働者數 |
|-----------------------------|--------|--------------|-------------------|
| | 總數 | 時間外労働をする労働者數 | |
| Worsted spinning, etc. | 31,509 | 20,513 | 5,149 |
| Woolen and worsted, etc. | 8,581 | 3,432 | 2,255 |
| Tapes, etc. | 2,483 | 228 | 1,394 |
| Elastic, etc. | 1,661 | 287 | 2,201 |
| Making of other goods, etc. | 2,937 | 916 | |
| | <hr/> | | |
| | 47,171 | 15,838 | 31,333 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 27

以上の外に尙、標準労働週働けば平均的にはラウントリー氏の最低生活費を得るのだが、短時間労働のためにそれ以下しか得ていない成年女子労働者が九、四一一人⁵⁾いるのである。

尙、平均賃銀は最低生活費以下であるが、時間外労働のために最低生活費或はそれ以上の収入のある成年女子労働者が一二、〇七七人⁶⁾いる。

以上を要約すれば、繊維産業に従事する一八歳以上の女子労働者で、ラウントリー氏の最低生活費以下の収入しかない者の数は次の通りとなる。

| | |
|--|---------|
| 1. 標準労働週働いて最低生活費以下の収入の者 | 123,622 |
| 2. 同上(時間外労働の収入によつて平均賃銀が最低生活費以上に膨脹している) | 31,353 |
| 3. 短時間労働の故に最低生活費以下の収入しかない者 | 9,411 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上の収入を得ている者 | 12,077 |

一九三五年十月、政府調査の繊維工場で働いていた十八歳以上の女子労働者のうち、約一五〇、〇〇〇人以上の者が最低生活費以下の収入しかなかったのである。一五〇、〇〇〇人以上の繊維女子成年労働者は、政府が調査した一八歳以上の全繊維女子成年労働者の約五二%であつた。若し我々がこの比率を、繊維産業に働いている全女子成年労働者に適用するとすれば、約三〇〇、〇〇〇人の女子成年労働者がラウントリー氏の最低生活費以下の収入しか得ていなかった事になるのである。

一九三五年十月における繊維産業労働者の状態は以上の通りであるが、それ以後一九三八年の恐慌前までの労働状態はいかに變動したであろうか。綿業と羊毛業の實質賃銀に就て Ministry of Labour Gazette が載せる統

計を示せば次の通りである。

| | 綿業の週平均 収入 | | 羊毛業の週平 均収入 | |
|---------|--------------|-----|---------------|-----|
| | 貨幣 | 實質 | 貨幣 | 實質 |
| 1935.10 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 11 | 101 | 99 | 99 | 98 |
| 12 | 100 | 98 | 100 | 99 |
| 1936. 1 | 99 | 98 | 97 | 95 |
| 2 | 100 | 99 | 96 | 95 |
| 3 | 100 | 100 | 97 | 97 |
| 4 | 101 | 101 | 97 | 97 |
| 5 | 101 | 102 | 97 | 97 |
| 6 | 102 | 102 | 96 | 97 |
| 7 | 102 | 101 | 97 | 96 |
| 8 | 102 | 101 | 95 | 94 |
| 9 | 101 | 100 | 98 | 96 |
| 10 | 103 | 101 | 100 | 98 |
| 11 | 103 | 99 | 101 | 97 |
| 12 | 103 | 99 | 100 | 96 |
| 1937. 1 | 107 | 102 | 100 | 96 |
| 2 | 107 | 103 | 103 | 99 |
| 3 | 108 | 104 | 104 | 100 |
| 4 | 111 | 107 | 105 | 101 |
| 5 | 110 | 105 | 104 | 99 |
| 6 | 113 | 108 | 104 | 99 |
| 7 | 113 | 106 | 104 | 97 |
| 8 | 111 | 104 | 103 | 96 |
| 9 | 112 | 105 | 102 | 95 |
| 10 | 112 | 103 | 101 | 92 |
| 11 | 111 | 100 | 96 | 87 |
| 12 | 110 | 99 | 94 | 85 |

J・クチンスキーは「全體として今日の狀態（一九三八年はじめ）も實質上異ならないと結論した方がおそらく正しいであろう」と述べている。

2 金屬、機械、造船業における賃銀と生計費

これらの産業における週平均収入は男子で六七シリング七ペンス、女子で三一シリング一ペンスである。これらの産業の労働は重労働 (Heavy Work) であるから、二シリングを加うべきであるとクチンスキーは述べ、男女の最低生活費を夫々五三シリング三ペンス、三一シリング九ペンスとしている。週平均賃銀がこの最低生活費に達

しない業種は馬具等製造業 (Harness furniture etc, making) だけである (週平均収入は男四七シリング四ペンス、女一八シリング九ペンス)。

| | 短時間労働者の百分比 | 短時間労働者の數 | ところでこの産業にも短時間労働のためにラウントリーの最低生活費以下の収入しかない多くの労働者が存在す |
|--|------------|------------|--|
| Pig iron manufacture | 2.1 | 224 | |
| Slag and slag wool | 30.3 | 239 | |
| Non-ferrous metals ; Extracting and refining Rolling, etc. | 6.3 6.1 | 693 415 | |
| General iron and steel founding | 16.1 | 6,163 | |
| Chain and anchor forgoing, etc. | 4.8 | 157 | |
| Other forgoing* | 11.3 | 439 | |
| Other forgoing** | 7.6 | 38 | |
| Iron and steel tube making | 11.5 | 1,503 | |
| Wire, wire netting, etc. | 6.5 | 581 | |
| Constructional engineering | 9.2 | 1,693 | |
| Agricultural engineering | 47.1 | 2,908 | |
| Motor engineering** | 2.7 | 51 | |
| Textile machinery making | 54.9 | 10,896 | |
| Heating and ventilating engineering | 2.8 | 129 | |
| General engineering** | 8.0 | 152 | |
| Textile machinery accessories | 19.7 | 919 | |
| Electric cable making | 3.8 | 379 | |
| Railway carriage, etc., building | 13.3 | 1,485 | |
| Cycle and motor accessories | 23.4 | 822 | |
| Shipbuilding and repairing | 16.1 | 7,310 | |
| Cutlery | 8.8 | 161 | |
| Files, saws, etc. | 11.4 | 649 | |
| Needle and fish-hork making | 15.4 | 89 | |
| Metal bedstead, etc., making | 4.6 | 39 | |

(次頁へ續く)

| | | |
|--------------------------------|------|--------|
| Blot, nut, rivet, etc., making | 0.5 | 208 |
| Brass, etc., making | 6.4 | 197 |
| Dies, coins, seals, medals | 1.6 | 3 |
| Iron and steel hollow ware | 13.1 | 395 |
| Japanning and enamelling | 3.1 | 23 |
| Lock, latch, and key making | 6.6 | 51 |
| Nail making | 16.9 | 73 |
| Safe making | 6.5 | 55 |
| Sheet-metal working* | 9.6 | 1,356 |
| Sheet-metal working** | 8.6 | 48 |
| Tin box making, etc. | 11.3 | 171 |
| Stove, grate, etc., castings | 9.3 | 791 |
| Type founding | 45.0 | 109 |
| Gold, silver, etc. | 9.3 | 401 |
| Other metal* | 7.1 | 1,547 |
| Other metal** | 7.5 | 48 |
| | | 42,125 |

* 10人以上雇傭の工場

** 9人以下雇傭の工場

Cf. J. Kuczynski, *ibid.*, pp. 34—35.

るのである。前頁表を見よ(男子労働者)。

短時間労働のため最低生活費以下の収入しかない以上の労働者を含めて、金属・機械・造船の二一歳以上の全男子労働者の約5%、九〇、〇〇〇人がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていないのである。¹¹⁾

女子労働者を考察しよう。標準労働週働いても (Full-time) ラウントリーの最低生活費以下の平均収入しかない

業種における女子労働者数は七五、二八一人も存在するのである。¹²⁾ これは政府の調査の対象となつた二二四、〇〇八人の女子労働者の三分の一である。七五、二八一人の約三分の一、正確には二五、四五七人の女子労働者は

時間外労働によつてこの最低生活費以上の賃銀を得ているのである。

この外、非常な時間外労働によつてのみ最低生活費以上の平均収入を得ている業種に働いている女子労働者で、最低生活費以下の多くの者が存在するのである。次表を見よ。

| | 時間外労働 を し て い る 勞 働 者 の 百 分 比 | 總 數 | 勞働者數 時間外労働を し て い る 勞 働 者 數 | 最低生活 費以下の勞 働者數 |
|---------------------------------|---|--------|--|----------------------|
| Aircraft manufacture | 68.5 | 1,053 | 721 | 332 |
| Electrical and scientific, etc. | 41.0 | 9,320 | 3,821 | 5,499 |
| Lift manufacture | 52.3 | 69 | 36 | 33 |
| General engineering* | 46.1 | 14,053 | 6,478 | 7,575 |
| Telephone, etc., apparatus | 71.2 | 7,084 | 5,051 | 2,043 |
| Gas- and water-meter making | 26.0 | 839 | 224 | 635 |
| | | 32,448 | 16,331 | 16,117 |

* 10人以上雇用の工場。

Cf. J. Kuczynski, *ibid.*, p. 37

尙、標準労働週の場合、週平均賃銀は最低生活費以上の業種の中に、短時間労働が非常に多いために最低生活費以下の収入しかない澤山の女子労働者がいるのであり、其數は政府の調査によると四、六六二人であつた。¹⁸⁾ 以上女子労働者に関して政府の調査を綜合すれば次の通りである。

75,291

1. 標準労働週働いて最低生活費を得ることのない労働者

16,117

2. 同上
(平均週賃銀が時間外労働によつて最低生活費以上に膨張している業種における)

4,662

3. 短時間労働のために最低生活費を得ることのない労働者*

25,457

4. 時間外労働のために最低生活費以上を得ている労働者**

*この業種においては平均収入は最低生活費以上である
**この業種においては平均収入は最低生活費以下である

以上一九三五年十月において政府調査の対象となつた工場において、ラウントリー氏の最低生活費以下の所得しか得ていない一八歳以上の女子労働者は七〇、〇〇〇人をこえていたのである。七〇、〇〇〇人は、政府調査の対象となつた一八歳以上の女子労働者の約五四%であつた。もし我々がこの比率を金屬・機械・造船に雇傭されてゐる一八歳以上の女子労働者の總數に適用するとすれば、最低生活費以下の収入しかない女子労働者の數(一八歳以上)は一六五、〇〇〇人にも及ぶのである。

男子と女子の労働者を合せば、我々は、二五〇、〇〇〇人以上の労働者がラウントリー氏の最低生活費以下の収入しか得ていないことを見出すのである。この數字は、最低生活費以下しか得ていない小工場のそれを殆んど算定してないから、最低の數であるといわねばならないのである。

さて然らば一九三五年十月以降、労働状態はいかに變化したであらうか。イギリス鐵鋼聯盟 (British Iron and Steel Federation) の鐵鋼業における實質賃銀指數によれば、次の通りであつた。

1935.10=100

| | 1935 | 1936 | 1937 |
|-----|------|------|------|
| 第1期 | — | 100 | 104 |
| 第2期 | — | 101 | 105 |
| 第3期 | — | 102 | 107 |
| 第4期 | 98 | 103 | 107 |

氏の最低生活費以上で生活出来るだけの賃銀を得ていないのである」と。¹⁵⁾

3 鑛業における賃銀と生活費

A 石 炭 業

鑛業大臣 (The Secretary for Mines) の一九三六年二月三日に終る一年の年報によれば、一九三六年の一年間の所得は次頁表の通りであつた。

炭坑夫の労働はいうまでもなく重労働であるから、ラウントリの通常の労働 (Moderate Work) の週最低生活

クチンスキーはこれについて次の様にのべている。「この特に有利な産業においてさえ、そして不十分な政府の生計費指数で計算しても、實質賃銀は一九三五年十月以來七%上昇したにすぎないのである。我々が鐵鋼業以外の金屬・機械・造船業中の業種を考察すれば、賃銀は鐵鋼業のように有利に發展しなかつたのである。又我々が最近の失業や特に短時間労働の増大を考慮すれば (一九三八年にイギリスは恐慌に突入した……岸本)、そして最後に、この三種の産業において少からず増大した婦人労働者の比率 (一九三七年以降、特に一九三八年の再軍備の進展を想起せよ……岸本) を考慮すれば、これら三種の相合した産業において、労働状態は、今日、一九三五年十月に比較してよくなつたというよりはむしろ悪化した事が明らかとなるのである。そこで人は次の様に結論し得るのである。——今日、金屬・機械・造船業の一〇〇萬人の労働者の約四分の一は、ラウントリ

| 現金所得 | ポンド | | | シリング | | | ペンス | | |
|--|-----|------|-----|------|------|-----|-----|------|-----|
| | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス | ポンド | シリング | ペンス |
| | 120 | 10 | 1 | 13 | 10 | 4 | | | |
| ノーサンムマランド | | | | | | | | | |
| ダーハム | 116 | 1 | 9 | 15 | 4 | 0 | | | |
| ヨークシャー | 134 | 19 | 5 | 3 | 12 | 0 | | | |
| 北ダービシャー及 ノッディングムシャー | 129 | 13 | 10 | 3 | 13 | 8 | | | |
| 南ダービシャー, ライセスター, カン ックチェス及バーヴィク シャー | 137 | 8 | 3 | 4 | 10 | 4 | | | |
| ランカシャー, チェシャー 及北スタフォードシャー | 137 | 3 | 1 | 0 | 8 | 0 | | | |
| 南ウェールズ及モンマウ スシャー* | 126 | 0 | 0 | 2 | 19 | 4 | | | |
| カンバーランド, 北ウェ ールズ, 南スタフォ ードシャー, シロップ, ブリストル, フォ ートオブディーン, サ ーセット及ケント | 136 | 10 | 0 | 3 | 2 | 8 | | | |
| スコットランド | 146 | 9 | 1 | 0 | 10 | 8 | | | |

* 1937年1月に終る1年間

は一九三七年九月においても又同じく眞實であつた。¹⁶⁾

B 炭鑛業以外の鑛業と石切業

一九三五年十月の政府調査によれば、鑛業（炭鑛業を除く）及石切業における平均所得は次頁表の通りであつた。女子はすべて平均的には三一シリング九ペンスの最低生活費以下である。しかし一八歳以上の女子労働者一六〇、〇〇〇人の二五％は時間外労働によつて最低生活費以上を得ているので、約一二〇、〇〇〇人の女子労働者

費に二シリングを加えると、炭坑夫の年最低生活費は一九三六年において一四一ポンドとなるのである。¹⁶⁾従つて最低生活費以上の地域は南ダービシャー等とスコットランドだけである。ところで炭坑業には七四〇、〇〇〇人が雇傭されていて、上記の二地方のそれは約一三〇、〇〇〇人であつたから、六〇〇、〇〇〇人以上の炭坑夫がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていないことになるのである。婦人や子供の数は僅かであるが、上記の結果を修正する程大きなものではないのである。¹⁷⁾この劣悪な状態

が最低生活費以下の収入しか得ていないことが分るのである。

| | 21歳以上の男子の週収入 | | 18歳以上の女子の週収入 | |
|--------------------------------------|--------------|-----|--------------|-----|
| | ポンド | ペンス | ポンド | ペンス |
| Iron ore making and quarrying | 57 | 11 | — | — |
| Tin and copper mining | 51 | 3 | — | — |
| Stone quarrying | 64 | 1 | 30 | 9 |
| Stone cutting, dressing, and turning | 45 | 1 | — | — |
| Slate mining and quarrying | 56 | 2 | 25 | 3 |
| Slate cutting, dressing, and turning | 60 | 9 | 29 | 10 |
| Salt mining and salt works | 52 | 7 | — | — |
| Clay, sand, gravel, and chalk pits | 56 | 1 | — | — |
| Other mining and quarrying, etc. | — | — | — | — |
| Iron ore mining and quarrying | 6,097 | | | |
| Stone quarrying | 18,286 | | | |
| Slate mining and quarrying | 5,420 | | | |
| Clay, sand, and chalk pits | 8,695 | | | |
| | 38,494 | | | |

男子労働者の平均週賃銀が最低生活費以下の収入しかない鉱業(炭鑛業を除く)は石切業で次の通りである。

しかし乍ら、業種の殆んどにおいて非常に多くの労働者が時間外労働をやつていて、平均的には最低生活費以上の収入を得ている者が澤山いるのである。政府の調査によればその数は五、〇八六人であつた。他方多くの業

種においては、時間外労働によつてのみ週平均賃銀を最低生活費以上たらしめてゐるのである。次の通りである。

| | 時間外労働を している労働 者の百分比 | 労働者 数 | 時間外労働をし ている労働者数 | 最低生活費 以下の収入 の労働者数 |
|---------------------|---------------------------|----------|--------------------|-------------------------|
| Stone cutting, etc. | 26.3 | 272 | 72 | 200 |
| Other mining | 17.1 | 4,283 | 732 | 3,551 |
| | | 4,555 | 804 | 3,751 |

最後に平均賃銀は最低生活費以上になつてゐるが、いくつかの業種になつては、短時間労働の故に澤山の労働者が最低生活費を得られないのである。左の通りである。

| | 短時間労働者の比率 | 短時間労働者の数 |
|-----------------------|-----------|----------|
| Tin and copper mining | 3.1 | 23 |
| Stone cutting, etc. | 7.0 | 376 |
| Salt mining | 11.7 | 303 |
| | | 702 |

以上の如き男子労働者の収入についての考察を要約される次頁表の通りである。²⁰⁾

政府の調査対象となつた鑛業等においては、二一歳以上の三八、〇〇〇人の男子労働者が、一九三五年十月に、ラウントリー最低生活費以下の収入しか得ていなかつたのである。三八、〇〇〇人は政府調査の全労働者の殆んど七五%である。もし、この百分比を鑛業（石炭鑛業を除く）・石切業に働く二一歳以上の全労働者に適用するとすれば、約六〇、〇〇〇人の労働者がラウントリーの最低生活費以下の収入しか得ていなかつたことになるので

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 1. 標準労働週で最低生活費を得られぬ労働者 | 38,498 |
| 2. 同上 (平均賃銀が時間外の収入によつて膨脹している業種における…) | 3,751 |
| 3. 短時間労働の故に最低生活費を得られない労働者* | 702 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上を得ている労働者** | 5,086 |

*この業種では平均収入は最低生活費以上である
 **この業種では平均収入は最低生活費以下である

ある。男女を合せば六〇、〇〇〇人以上、即ち全労働者の七五%がラウントリの最低生活費以下の収入しか得ていなかったことが分るのである。一九三五年十月以降の状態は如何であつたか。多くの賃銀率の上昇はあつたか (Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937) 全體として見

れば、一九三七年における生活費の増大の故に、一九三五年末から一九三七年はじめまでの實質賃銀の上昇は失われてしまつたのである。²¹⁾

C 非鐵金屬鑛業及採石の處理

一九三五年十月の政府調査によれば、²²⁾ この産業における週平均賃銀は左の通りであつた。

| | 21歳以上の男子の収入 ポンド、ペンス | 18歳以上の女子の収入 ポンド、ペンス |
|--|------------------------|------------------------|
| Coke ovens and by-product works | 62 4 | 26 3 |
| Patent fuel manufacture | 65 11 | 27 4 |
| Cement manufacture | 58 9 | 21 3 |
| Artificial stone and concrete manufacture | 58 3 | 31 4 |
| Lime kilns and whitng works | 61 4 | 29 9 |
| Abrsives and abrsive materials | 57 7 | |
| Other products of non metalliferous mines and quarries | 60 8 | 29 1 |

この産業の労働も烈しい労働であるから、通常のそれに二ペンスを加えれば、最低生活費は男女夫々五三シリング三ペンス、三ーシリング九ペンスとなる。

さて前表によれば女子労働者の平均収入はすべて最低生活費以下である。この産業の公式の統計によれば、雇

| 業種 | 短時間労働者の百分比 | 最低生活費以下の収入の労働者の時間労働者 |
|---|------------|----------------------|
| Coke ovens and by-products works | 3.1 | 259 |
| Patent fuel manufacture | 32.1 | 246 |
| Cement manufacture | 6.0 | 514 |
| Artificial stone and concrete manufacture | 6.1 | 528 |
| Line kilns and whitening works | 24.9 | 1,220 |
| Other products, etc. | 16.8 | 1,538 |
| | | 4,305 |

イギリス労働階級窮乏化の一断面

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 49

傭数は二、五〇〇人である。ところで時間外労働によつて最低生活費より幾分多くの収入のある女子労働者が約五〇〇人いるのである。

すべての男子労働者の平均賃銀は最低生活費以上であるが、上掲の業種内には短時間労働の故に最低生活費以下の収入の労働者が多数存在するのである。

四、三〇五人は政府調査のこの産業の全男子労働者の一〇%である。若し、これらの産業に雇傭されている全男子労働者にこの比率を適用するとすれば、最低生活費以下の男子労働者数は四五、〇〇〇人となるのである。

一九三五年十月以降は如何。一九三七年二月の労働省月報によれば「セメント労働者は時間當り一シリング二ペンス上昇した」。しかしこの増加も他のそれも地位の改善を意味しない。反対に生計費の増加は、収入と生計費の間の差を労働者に不利に拡大させたのである。²⁾ 鑛業は最も危険な産業でしかも最も賃銀の悪い産業である。坑夫の五

分の四はラウントリー氏の最低生活費以下の賃銀しか得ていないのである。²⁴⁾

4 織物業における賃銀と生計費

一九三五年十月の政府の織物業における賃銀調査は小企業が不十分にしか含まれていない故に重大な缺陷を持つのである。一九三〇年の生産調査 (The Census of Production, 1930) によれば、織物業における被傭者の二〇%は九人以下の小企業で働いているのである。洋服仕立業、婦人子供服装縫業 (Dressmaking) 及び婦人帽子類製造業 (millinery) 等においては、總被傭者の二五%が小企業に雇われているのである。政府の調査は洋服、婦人子供服、ブラウス、外套及び婦人帽子 (フェルト帽は除外) の各業種の五八、五九六人を含んでいる。調査は大企業と小企業を區別して数字を出しているので、これらの業種の小企業の労働者の比率を決定する事が出来る。小企業の労働者數四、八五四人、全労働者の約八%である。百分比は實際のその約三分の一にすぎない。そして纖維業においては特に小企業は大企業より可なり低い賃銀が支拂われているから、政府統計のこの不備は公式の資料に多少の影響を與えているに違いないのである。²⁵⁾

織物業における平均週賃銀は男子 (二二歳以上) 六四シリング六ペンス、女子 (一八歳以上) 三二シリング八ペンスであつた。各業種別の平均賃銀については *Hunger and Work*, pp. 51-2 を参照せよ。これによれば、男子労働者が週當り五一シリング三ペンスのラウントリー最低生活費以下の業種は一〇人以下の洗濯業のみである。これら洗濯業では九七人の労働者が政府調査の対象になつたにすぎない。他の業種例えば、洋傘とステッキ業においては、實際には標準労働時間或はそれ以下働いて最低生活費以下の賃銀しか得ていないのだが、時間外労働によつて最低生活費以上を得ている労働者がいる。政府調査の対象となつたこの業種の男子労働者は四五〇人で、

そのうち一五八人が時間外労働をしているのである。²⁷⁾

更に多くの業種においては、労働者の収入は短時間労働の故に、ラウントリー氏の最低生活費に達しないのである。次表の通りである。

| | 短時間労働者の日分比 | 最低生活費以下の収入の短時間労働者の数 |
|--|------------|---------------------|
| Tailoring (retail bespoke)* | 33.1 | 823 |
| Tailoring (retail bespoke)** | 39.4 | 423 |
| Stays and corsets | 40.5 | 329 |
| Cloth hat and cap manufacture | 58.1 | 175 |
| Felt hat manufacture | 13.7 | *337 |
| Glove manufacture (not knitted or rubber) | 14.1 | 245 |
| Boot, shoes, and slipper manufacture | 19.3 | 5,101 |
| Boot and shoe repairing* | 13.5 | 170 |
| Dyeing and-dry cleaning* | 3.7 | 5 |
| Miscellaneous clothing (including combinations of above) | 10.5 | 68 |
| | | 7,676 |

備考 * は10人以上雇用の工場 **は9人以下雇用の工場

ラウントリー氏の最低生活費以下の収入しか得ていない男子労働者数を総計すれば、八、〇六五人、即ち七、六七六人の短時間労働者及び標準労働週働いても最低生活費を得られない三八九人の労働者となる。八、〇六五人は

政府調査の対象となつた二一歳以上のすべての男子労働者の約一二%である。この比率を織物業に雇傭されている(二一歳以上の)すべての男子労働者數に適用するとすれば、最低生活費以下の収入の男子労働者數は一八、〇〇〇人となるのである。政府調査に小企業が多く含まれていない事を考えれば、實際には、この數よりも遙かに多い事は確かである。

女子労働者を考察しよう。平均賃銀が二九ツリング九ペンスのラウンダリー最低生活費以下の業種が三つある。次の通りである。

| 女子労働者數 | |
|---|--------|
| Close hat and cap manufacture | 1,308 |
| Glove manufacture (not knitted or rubber) | 2,115 |
| Laundries, 10 or more workers | 28,799 |
| Laundries, less than 10 workers | 568 |
| | 32,808 |

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 53

次の二つの業種では、時間外労働が平均賃銀を最低生活費以上にしているのである。

| | 時間外労働者の百分比 | | 労働者數 | | 最低生活費以下の労働者數 |
|----------------------|------------|----------|------|----------|--------------|
| | 總數 | 時間外労働者の數 | 總數 | 時間外労働者の數 | |
| Handkerchiefs, etc. | 28.7 | 2,646 | 759 | 1,887 | |
| Felt hat manufacture | 32.9 | 2,309 | 789 | 1,610 | |

3,497

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 54

次に平均賃銀はラウントリー最低生活費以下だが、時間外労働によつてこれ以上を得ている女子労働者が五、四四三人いる。他方、平均賃銀はラウントリー最低生活費以上だが、短時間労働のために、最低生活費以下の澤山の女子労働者が存在する。次表の通りである。

| | 短時間労働者 をすする者の 百分比 | 短時間労働者 をすする者 數 |
|--|-------------------------|----------------------|
| Tailoring (ready made, etc.) | 36.9 | 12,966 |
| Tailoring (retail bespoke)* | 33.1 | 1,625 |
| " ** | 39.4 | 475 |
| Wholesale mantle and costume manufacture | 21.1 | 1,016 |
| Dresses, blouses, and overalls* | 28.1 | 4,476 |
| " ** | 18.6 | 183 |
| Shirts, collars, and under-clothing | 30.8 | 6,042 |
| Stays and corsets | 40.5 | 2,180 |
| Millinery (excluding the making of felt hat) | 4.0 | 11 |
| Cloth clothing manufacture, etc. | 17.9 | 2,769 |
| Boot, shoe, and slipper manufacture | 19.3 | 3,776 |
| Boot and shoe repairing** | | |
| Umbrells and walking-stiek manufacture | 4.5 | 34 |
| Dyeing and dry cleaning* | 18.6 | 645 |
| " ** | 3.7 | 6 |
| Miscellaneous clothing, etc. | 10.5 | 284 |
| | | 36,462 |

* 10人以上雇傭の工場

** 9人以下の工場

J. Kuczynski, *ibid.*, pp. 54-55

以上の如き女子労働者の賃銀資料を要約すれば次の如くである。²⁹⁾

| | |
|---|--------|
| 1. 標準労働週働いて最低生活費を得ない労働者 | 32,808 |
| 2. 同上 (平均賃銀が時間外労働によつて最低生活以上に膨脹している業種における) | 3,497 |
| 3. 短時間労働のために最低生活費以下に収入しかない労働者* | 36,462 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上を得ている労働者** | 5,443 |

* この業種においてはその平均賃銀は最低生活費以上である

** この業種においては平均賃銀は最低生活費以下である

一九三五年十月政府調査の対象となつた織物産業に働いた六五、〇〇〇人以上の女子労働者(一八歳以上)がラウントリの最低生活費以下の賃銀しか得ていなかったのである。六五、〇〇〇人といえば政府調査の対象となつた織物産業の全女子労働者(一八歳以上)の三七%である。この比率を織物産業に働いている一八歳以上の全女子労働者に適用するとすれば、その数は一三〇、〇〇〇人以上となり、これだけの女子労働者が最低生活費以下の収入しか得ていなかった事になるのである。³⁰⁾

織物産業の今日の状態(一九三八年はじめ)は、よくて一九三五年十月と同様である。そして織物産業に雇はれてゐる約一五〇、〇〇〇人の労働者、即ち成年労働者の約四分の一がラウントリの最低生活費すら得ていないという我々の判断は今日も尙正しいのである。³¹⁾

5 食料飲料及びタバコ産業における賃銀と生計費

一九三〇年の生産調査によれば、この産業の小企業に雇傭されていた労働者の百分比は二〇%であつた。次の業種ではその比率は左の通りであつた。

10人以下の小企業に雇傭
されている労働者の割合

| | |
|----------------------------|------|
| Grain milling | 23 % |
| Bread and biscuit trade | 37 % |
| Aerated water, cider, etc. | 27 % |

J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 59

ところが一九三五年十月の政府の調査にとりあげられた小企業の比率は夫々七%、一二%、一三%にすぎなかつたのである。次の三種の業績にみける、小企業と他の企業との間の賃銀差は次の通りであつた。

21歳以上の男子の平均賃銀

シリング ペンス

| | | |
|-------------------------------|----|----|
| Grain milling- | | |
| Small firms | 48 | 10 |
| Other firms | 63 | 6 |
| Bread and flour confectionery | | |
| Small firms | 55 | 6 |
| Other firms | 63 | 4 |
| Mineral and aerated water | | |
| Small firms | 54 | 1 |
| Other firms | 57 | 8 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 60

クチスキ―は政府調査が小企業のとおりあげ方が非常に少かつた點について次のような批判を行つてゐる。

「若し政府調査が、その重要性に相應する程度まで小企業を包括していたならば、全労働者の平均賃銀は政府統計に表われたものより相當低くなつたであろう。そればかりではない。政府調査がとりあげた小企業は、多くは、疑もなく、小企業の中で平均より高い賃銀が支拂われているものである。調査の對象とならなかつた、報告のない小企業の中には、調査された小企業より、よりひどい苦汗産業が多いのである。かくて我々が政府調査の研究から得る全結果は、ラウンドリー最低生活費以下の賃銀を得ている労働者数は實際より少く示されているのである」と。

さて政府調査の示す産業の平均賃銀は二一歳以上の男子六三シリング八ペンス、一八歳以上の女子三二シリング一ペンスであつた（各業種別の平均賃銀については、*Hunger and Work*, pp. 61—62 参照）。

政府調査の對象となつた一〇人以下の小企業に働いている労働者三、七二二人のうち、時間外労働で最低生活費以上を得ているものを除外すれば、三、〇六三人が最低生活費以下の賃銀しか得ていないのである。サイダー業では時間外労働の高い比率の故にのみ平均賃銀は最低生活費をこえているのである。

さて標準労働週働けば最低生活費をうる事が出来るが、短時間労働のために最低生活費を得る事の出来ない澤山の成年男子労働者がいるのである。次頁表を見よ。

ラウントリー最低生活費以下の成年男子労働者は合計三六頁の右の表の通りとなる。³⁴⁾

かくて一九三五年十月、政府の調査対象となつた工場において、一〇、〇〇〇人以上の成年男子労働者がラウ
 ントリー最低生活費以下の収入しかなくつたこととなるのである。一〇、〇〇〇人は、政府調査の工場の成年男
 子労働者の七％に當る。従つてこの比率を食料、飲料、タバコ産業に實際に雇傭されていた成年男子労働者總數

イギリス勞働階級窮乏化の一斷面
 第六十八卷 二九九 第六號 三五

| | 短時間勞働者の百分比 | 短時間勞働をしてゐる勞働者の數 |
|---|------------|-----------------|
| Grain milling* | 3.3 | 367 |
| Cattle and poultry foods | 6.3 | 227 |
| Grain milling, cattle, etc. (not separately distinguish) | 2.1 | 107 |
| Bread and flour confectionery* | 3.7 | 864 |
| Bread and flour confectionery** | 2.2 | 72 |
| Biscuits | 3.2 | 180 |
| Sugar confectionery | 12.2 | 386 |
| Jam and fruit preserving | 27.4 | 685 |
| Chocolate and sugar confectionery, etc. | 6.8 | 84 |
| Bacon, ham, etc. | 2.1 | 97 |
| Fish curing | 16.9 | 141 |
| Other meat, etc., preserving | 9.8 | 136 |
| Butter, cheese, etc. | 8.7 | 709 |
| Magarine | 2.5 | 16 |
| Pickles, spices, etc. | 22.4 | 90 |
| Other food, etc. | 6.4 | 507 |
| Malting | 3.3 | 84 |
| Distilling, etc. | 5.0 | 120 |
| Mineral and aerated water* | 26.4 | 762 |
| Mineral and aerated water** | 17.5 | 92 |
| Bottling of beer, wines, etc. | 11.3 | 432 |
| Other drink, etc. | 6.8 | 773 |
| | | 6,921 |

* 10人以上雇傭の工場 ** 9人以下雇傭の工場

| | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------------------------|-------|
| Grain milling* | 994 | 1. 標準労働週働いて最低生活費を得る事の出来ぬ労働者 | 3,502 |
| " ** | 36 | | |
| Bread and flour confectionery* | 6,105 | 2. 短時間労働のために最低生活費を得られない労働者 | 6,921 |
| " ** | 773 | | |
| Sugar making and refining | 838 | | |
| Jam and fruit preserving | 6,100 | | |
| Bacon, ham, etc. | 945 | | |
| Fish curing | 1,199 | | |
| Other meat, etc., preserving | 2,013 | | |
| Butter, cheese, etc. | 1,687 | | |
| Margarin | 243 | | |
| Vinegar brewing | 112 | | |
| Pickles, spices, etc. | 731 | | |
| Other food, etc. | 9,336 | | |
| Malting | 16 | | |
| Brewing | 878 | | |
| Cider | 178 | | |
| Mineral and aerated waters* | 1,312 | | |
| " ** | 135 | | |
| Bottling of beer, wines, etc. | 2,790 | | |
| Brewing and botting combined | 1,193 | | |
| Other drink, etc. | 2,068 | | |
| | <u>39,682</u> | | |

* 10人以上の工場

** 9人以下の工場

J. Kuczynski, ibid., pp. 64—65

からである。³⁶⁾

以下に適用するとすれば、一九〇〇人の成年男子労働者がラウントリー最低生活費を得る事のできる収入しか得なかつた事が分るのである。³⁵⁾

女子労働者を考察しよう。

女子労働者の収入が最低生活費に及ばない業種とその女子労働者数は次の通りであった。(この中には平均賃銀が二九シリング九ペンスの女子最低生活費に等しい業種が一つ含まれている。相當数の小企業が包含されるなら、平均賃銀は疑もなく最低生活費以下になるであろう)

次の業績においては多くの時間外労働者がいるために平均賃銀はラウントリー最低生活費を超過しているが、この中にも七、八九〇人の最低生活費以下の労働者がいるのである。上掲表の通りである。

最低生活費以下の労働者

| 労働者 | 時間外労働者 | |
|-----|---------|----------|
| | 時間外労働者数 | 時間外労働者の比 |
| 総数 | 14,072 | 6,202 |

| | | | | |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|
| Cereal foods, etc. | 29.1 | 628 | 183 | 445 |
| Cattle and poultry, etc. | 40.6 | 570 | 231 | 339 |
| Grain milling, cattle, etc. | 35.9 | 410 | 147 | 263 |
| Sugar confectionery | 41.8 | 8,472 | 3,489 | 4,973 |
| Chocolate and sugar, etc. | 53.4 | 4,012 | 2,142 | 1,870 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 65

次に平均賃銀は最低生活費以上だが短時間労働のために最低生活費以下の賃銀しか得ていない業種と労働者数は次表の如くである。

この外標準労働週ではラウントリー最低生活費を得られないが、時間外労働をするために、この最低生活費以上を得ている多くの労働者がいる。彼女等の總数は一五、八二二人である。

以上の女子労働者の諸資料を綜合すれば次頁表の通りである。

一九三五年十月の政府調査の対象となつた食料等産業において、約三三、〇〇〇人以上の女子労働者（一八歳以上）がラウントリー氏によつて獨立の生活を維持するに必要であると見做された最低生活費以下の収入しか得ていなかったのである。三三、〇〇〇人は政府調査の食料品等産業の全女子労働者（一八歳調査の全女子労働者（一八歳以上）に適用する

| 短時間労働者の比 | 短時間労働者数 |
|---------------------|---------|
| Biscuits | 3.2 |
| Cocoa and chocolate | 1.1 |
| Distilling, etc. | 5.0 |
| | 449 |

以上)の約三七%である。もしこの比率を食料品等産業に雇傭されている全女子労働者（一八歳以上）に適用する

| | |
|--|--------|
| 1. 標準労働週で最低生活費を得られない労働者 | 39,682 |
| 2. 同上 (時間外労働のために平均賃銀が最低生活費以上になっている諸業種における) | 7,890 |
| 3. 短時間労働のために最低生活費を得られない労働者* | 449 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上を得ている労働者** | 15,822 |

*この業種では平均賃銀は最低生活費以上である

**この業種では平均賃銀は最低生活費以下である

とすれば、その数は七〇、〇〇〇人となり、これだけの女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかった事になるのである。³⁸⁾

一九三五年十月以降の状態はどう變化したか。一九三七年三月までの間に、食料・飲料・タバコ産業の労働者の状態は幾分悪化したと言った方が安全である。これ以降も矢張り幾分悪化したと結論しうるのである。³⁹⁾

6 建築産業における賃銀と生計費

一九三五年十月の政府調査の建築業⁴⁰⁾における男子労働者(二歳以上)の平均週賃銀は上掲の通りであつた。

| | | | |
|-------------------|---------------------------------|----|----|
| ペン シ ン グ | 6 | 6 | 2 |
| 61 | 56 | 73 | 61 |
| | シリング三ペンスとすべきである。 ⁴¹⁾ | | |

建築労働は重労働であるからその最低生活費は通常の労働に二シリングを加えた五三

建築業負
共事業負
公請電請負

建築労働については「建築産業全國合同會議」(National Joint Council for the Building Industry)の資料によらう(U. Gratings of Districts and Current Rates of Wages; From 1st

February, 1937)。一九三七年十二月のラウントリー最低生活費は五六シリング六ペンスとなるから、建築産業のそれは五八シリング六ペンスとなる。週

| | 熟練労働者 | | から | 不熟練労働者と土方 | | から |
|--|------------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------------|----|
| | シリング | ペンス | | シリング | ペンス | |
| Northern Counties Region | 1 | 7 | から | 1 | 0 $\frac{1}{4}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| North-Western Region | 1 | 3 $\frac{1}{2}$ | から | 0 | 11 $\frac{3}{4}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| Yorkshire Region | 1 | 3 $\frac{1}{2}$ | から | 0 | 11 $\frac{3}{4}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| Midland Region | 1 | 4 | から | 1 | 0 | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| Eastern Countries Region | 1 | 3 | から | 0 | 11 $\frac{1}{2}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| South-Western Region | 1 | 3 $\frac{1}{2}$ | から | 0 | 11 $\frac{3}{4}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| South Wales and Mormouthshire Region | 1 | 3 $\frac{1}{2}$ | から | 0 | 11 $\frac{3}{4}$ | から |
| | 1 | 7 | | 1 | 2 $\frac{1}{4}$ | |
| London Region | | | | | | |
| | within 12 miles circle | 1 | 8 $\frac{1}{2}$ | 1 | 3 $\frac{1}{2}$ | |
| from 12 miles circle to outer London boundy | 1 | 8 | | 1 | 3 | |

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 70

標準労働時間は四四時間のところと四六時間三〇分のところとあるから、時間賃銀として算出すれば前者一シリング四ペンス、後者の一シリング三ペンスとなる。

さて前掲資料によれば一九三七年の各地方における時間賃銀率は上の通りである。

不熟練労働者及び土方は何れの地帯、何れの地域においてもラウントリー最低生活費以下である。多くの地帯では週一二時間の時間外労働をやつても不熟練労働者や土方は尙最低生活費以下である。ところで建築産業の労働者一〇〇万人以上の約半

イギリス労働階級窮乏化の一断面

第六十八巻

三〇三 第六號 三九

分は不熟練労働者と土方であるから、その数は五〇萬である。このうち時間外労働によつて最低生活費以上を得ている労働者を差引けば、約四五萬人の不熟練及び土方の建築労働者がラウントリー最低生活費を得ていないこととなるのである。⁴³⁾

この外、熟練職種 (skilled trades) における最低生活費を得ない短時間労働の労働者及び標準労働週働いて最低生活費を得る事の出来ない多くの熟練労働者或は半熟練労働者がいるから、これを加えれば合計約五〇萬人の建築労働者がラウントリーの最低生活費以下の所得しか得ていない事となるのである。⁴³⁾

7 運輸業における賃銀と生計費

A 鐵道

一九三七年三月一三日に終る一週間の政府調査の労働状態。⁴⁴⁾

この時のラウントリー最低生活費は五三シリング五ペンスで、鐵道労働は重労働であるから二シリング加えて五五シリング五ペンスとなる。

ところで政府調査の対象となつた鐵道労働者のうち約一〇八、九六七人が一九三七年三月末において、ラウントリー最低生活以下の所得しか得ていなかった⁴⁵⁾のである。

一九三七年末においては約一二〇、〇〇〇人の鐵道労働者、即ち政府の調査対象となつた鐵道労働者の四分の一以上が最低生活費以下の所得しか得ていなかったのである。この比率を全鐵道労働者に適用するとすればその数は一七五、〇〇〇人となるのである。

一九三八年になつて鐵道労働者の状態は、一九三七年後半期の生計費昂騰のために何等改善されていないので

ある。¹⁶⁾

B 運送及び倉庫業

これに關しては一九三五年十月の政府調査¹⁷⁾が一番いい。この産業の平均所得は男子(二二歳以上)六九シリング一ペンス、女子(一八歳以上)三三シリング四ペンスであつた。(各業種別の平均賃銀については J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 76 参照)。

この産業の労働は勿論重労働であるから、その最低生活費は男女夫々五三シリング三ペンス、三一シリング九ペンスである。

男子労働者で平均収入が最低生活費以下の業種は全然存在しないが、短時間労働のために最低生活費を得る事
の出来ない労働者は澤山いる。次の通りである。

短時間労働者の比率 短時間労働者の數

| Category | 短時間労働者の比率 | 短時間労働者の數 |
|--|-----------|----------|
| Carriage and haulage contracting : | | |
| 10人以上の工場 | 4.2 | 1,088 |
| 9 人以下の工場 | 6.7 | 152 |
| Tramway and omnibus services (Local Authorities) | 4.6 | 2,872 |
| Harbours, docks, canals, etc. | 4.4 | 952 |
| Warehousing and cold storage | 6.9 | 627 |
| | | 5,691 |

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 76

五、六九一人が最低生活費以下であるが、これは政府調査の成年男子運輸等労働者の約三%である。これを運

イギリス労働階級窮乏化の一断面

輸倉庫業に働く全成年男子労働者に適用するとすれば、二〇、〇〇〇人以上の成年男子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていないこととなるのである。

女子労働者に目を轉じよう。

三つの業種において女子労働者の平均週賃銀が最低生活費以下で、その數二、三八一人である。このうち六三四人は時間外労働をする事によつて最低生活費以上を得ている。

次に短時間労働のために最低生活費以下の収入の労働者がいる業種がある。次の如くである。

| | 短時間労働者の分比 | 短時間労働者の數 |
|--|-----------|----------|
| Cartage and haulage contracting* | 6.7 | 1 |
| Omnibus and motor coach services, etc. | 2.7 | 53 |
| Tramway and omnibus services, etc. | | 33 |

87

* 9 人以下の労働者の工場

J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 77

以上の如く政府の調査対象となつたこの産業の一、八三四人の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていないのである。

これは政府調査のこの産業の全労働者の（一八歳以上）三四名である。この比率をこの産業に雇はれている全女子労働者（一八歳以上）に適用するとすれば、約二二、〇〇〇人もの女子労働者が最低生活費以下の所得しか得ていなかったこととなるのである。⁴⁹⁾

一九三五年十月以降の労働状態はどうであろうか。一九三七年五月に至るまでの賃銀の増加及び三七年五月以降の一層の増加 (Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937) にもかかわらず、一九三七年中に急激に昂騰した生計費のために、これらの産業における労働状態は今日 (一九三八年はじめ) 決して改善されていないのである。全體として一九三五年十月の政府調査から得られた結論は今日も尙正しいのである。⁵⁰⁾

8 公益事業の賃銀と生計費

一九三五年の政府調査の公益事業⁵¹⁾における男女労働者の平均週賃銀は左の通りである。

| | 21歳以上の男子 | | 18歳以上の女子 | |
|---------------|----------|----|----------|----|
| | シング | ペン | シング | ペン |
| ガス供給業 | | | | |
| 地方廳のもの | 63 | 2 | 24 | 4 |
| 其の他 | 64 | 9 | 28 | 7 |
| 水道業 | | | | |
| 地方廳のもの | 58 | 5 | 21 | 10 |
| 其の他 | 63 | 6 | 24 | 2 |
| 電気供給業 | | | | |
| 地方廳のもの | 67 | 8 | 27 | 5 |
| 其の他 | 68 | 7 | 24 | 4 |
| 地方廳(事業をしないもの) | 53 | 2 | 28 | 3 |
| | 57 - 10 | | 28 - 2 | |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 79

ここで事業をしない地方廳^{ローカリティズ}の男子労働者は平均的には最低生活費五一シング三ペンより一シンググ一一ペンが高いが (一九三五年十月)、間もなく生計費が昂騰してラウントリー最低生活費は五六シング六ペンとなつたのであるが、賃銀率は64%上つただけで生計費の昂騰に及ばなかつたのである。それで一應これを一九三五年十月のそれと見做して考えれば次の如くなるのである。⁵²⁾ 即ち、

政府調査の対象となつた、事業をやらない地方廳で働いていた労働者は一九三五年十月で總數二二八、〇一七人であつた。このうちから時間外労働によつ

で最低生活費以上を得ていた労働者を差引いた二〇二、二九五人がラウントリー最低生活費以下を得ていた事になる、と。

この外、標準労働週働けば最低生活費以上であるが、短時間労働のためにこの最低生活費を得る事の出来ない業種と労働者がある。左の通りである。

| 短時間労働者の比率 | 短時間労働者の数 |
|-----------|----------|
| 3.3% | 808 |
| 1.5 | 620 |
| 8.5 | 1,116 |
| 3.0 | 254 |
| 5.8 | 900 |
| | 3,698 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 81

かくて合計二〇六、〇〇〇人の労働者がラウントリー最低生活費以下の収入しかなかったのである。これは政府調査の成年男子公益事業労働者の五五％になる。この比率をこの事業に雇備されている全成年男子労働者に適用するとすれば、二六〇、〇〇〇人の成年男子労働者が最低生活費以下の所得しかなかった事となるのである。

女子労働者はすべて平均週賃銀はラウントリー最低生活費(二九シリング九ペンス)以下である。ある業種では時間外労働をやつても最低生活費をうる事が出来ないのである。ただ次の業種では、時間外労働によつてラウントリー最低生活費以上の所得を得ているものが存在するのである。次頁表の如くである。

| | | |
|--------|--------|-----|
| ガス供給事業 | 地方廳のもの | その他 |
| 水道 | 地方廳のもの | その他 |
| 電気供給事業 | 地方廳のもの | その他 |

女子労働者数は一五、九六七人だから、これから二、一六八人を引いた一五、九六七人の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったのである。これは政府の調査対象となつたこの事業の女子労働

| | 時間外労働をする 労働者の百分比 | 時間外労働者の 数 |
|--------------|---------------------|--------------|
| ガス供給業 | 25.7 | 149 |
| 地方廳のやる以外のもの | | |
| 電気供給業 | 35.1 | 85 |
| 地方廳のもの | | |
| 地方廳(事業をやらない) | 11.5 | 1,934 |
| | | 2,168 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 81

者数の八八%に當る。もしこの比率をこの事業の全女子労働者數(一八歳以上)に適用するとすれば約三〇〇〇〇人の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得を得ていた事になるのである。³³⁾

一九三五年十月以降の労働状態は改善されたというよりむしろ悪化した。そして今日、ラウントリー最低生活費以下の所得の女子労働者の比率はおそらく九〇%以上に及ぶのである。³⁴⁾

9 煉瓦、陶器、ガラス、化學等産業の賃銀と生計費

一九三五年十月の政府の調査によればこの産業の平均週賃銀は男子(二一歳以上)六三シリング、女子(一八歳以上)二九シリング五ペンスであつた(各業種別の平均賃銀については Hanger and Work, p. 84 参照)。

ところでこの産業のうち次の業種は重労働であるからその最低生活費は普通労働(moderate work)に二シリングを加えた男女夫々五三シリング三ペンス、二一シリング九ペンスである。³⁵⁾

Bricks and tiles (not glazed) and fire-clay goods.

イギリス労働階級窮乏化の一断面

第六十八卷

三〇九

第六號

四五

glass manufacture, including bottles

Fertilisers, disinfectants, glue, size, etc.

Explosives, ammunition, etc.

さて、男子労働者で、標準労働週では最低生活費を得ることが出来るが、短時間労働のために最低生活費を得られない業種と其の労働者数は次の通りである。

| | 短時間労働者の百分比 | 短時間労働者の數 |
|--|------------|----------|
| Bricks and tiles (not glazed) etc. | 10.9 | 4,650 |
| Earthenware, china, porcelain, terra-cotta, etc. | 9.8 | 1,033 |
| Glass manufacture, including bottles | 2.9 | 497 |
| Fertilisers, disinfectants, glue, size, etc. | 2.8 | 101 |
| Oil cake manufacture, etc. | 3.1 | 151 |
| Animal fat extracting and refining | 3.2 | 42 |
| Mineral oil refining | 1.5 | 68 |
| Other and undefined oil-extracting, etc. | 2.6 | 56 |
| Other, and combinations of above | 4.2 | 186 |
| | | 6,784 |

J. Kuczyński, *ibid.*, p. 86

六、七八四人は政府の調査対象となつた男子労働者數(二二歳以上)の約四%に當る。もしこの比率をこれらの産業に雇傭されていた二二歳以上の全男子労働者數に適用するとすれば、一〇、〇〇〇人以上の男子労働者がラウンダリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったこととなるのである。³⁷⁾

女子労働者を見よう。

女子の賃銀は男子より遙かに悪く、大多數の業種において、平均週賃銀はラウントリー最低生活費以下である。次表の如くである。

| | |
|--|--------|
| Bricks and tiles (not glazed) etc. | 1,727 |
| Earthenware, china, porcelain, terra-cotta, etc. | 10,245 |
| Glass manufacture, including bottles | 2,930 |
| Heavy chemical manufacture, etc. | 860 |
| Drugs and fine chemicals | 8,643 |
| Fertilisers disinfectants, glue, size, etc. | 686 |
| Other chemicals | 334 |
| Paint, colour, varnish, white lead, etc. | 1,882 |
| Animal fat extracting, etc. | 430 |
| Mineral oil refining | 45 |
| | <hr/> |
| | 27,782 |

J. Kuczynski, *ibid.*, pp. 86—87

しかし乍ら、このうち、五、〇〇五人は時間外労働によつてラウントリー最低生活費以上の所得を得ているのである。

他方、平均賃銀はラウントリー最低生活費以上であるが、ただそれは莫大な時間外労働のためにそうなるのであつて、標準労働時間及び短時間労働の場合にはこの最低生活費以下となる二業種がある。それは(1)爆薬・彈薬(2)色々の油抽出と精製であつて、政府によつて調査されたこれらの業種には二、六六一人の女子労働者(一八歳以上)がいて、そのうち一、六四三人がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていないのである。更に次の業種では、標準労働週働く場合はラウントリー最低生活費以上だが、短時間労働のために最低生活費を得る事の出来ない澤山の女子労働者がいるのである。

次の通りである(J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 87)。

イギリス労働階級窮乏化の一断面

| | 短時間労働者の比率 | 短時間労働者の數 |
|---------------------------------------|-----------|----------|
| Other products of clay and sand, etc. | 8.5% | 81 |
| Oil cake manufacture, etc. | 3.1 | 4 |
| Soap, candles, and glycerine | 16.3 | 389 |
| Blue and polishes | 27.4 | 515 |
| Ink manufacture | 1.2 | 1 |
| Matches | 70.6 | 892 |
| Other, and combination of above | 4.2 | 42 |
| | | 1,904 |

以上の如き女子労働者の賃銀調査を要約すれば次の如くである。⁵⁸⁾

- | | |
|--|--------|
| 1. 標準労働週で最低生活費を得る事のない労働者 | 27,782 |
| 2. 同上 (時間外労働によつて平均賃銀が最低生活費以上に膨脹している業種における) | 1,643 |
| 3. 短時間労働の故に最低生活費を得られない労働者* | 1,904 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上を得ている労働者** | 5,005 |

* この業種では平均賃銀は最低生活費以上である

** この業種では平均賃銀は最低生活費以下である

即ち一九三五年十月に、二五、〇〇〇人以上の女子労働者(一八歳以上)がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかつたのである。二五、〇〇〇人以上は政府の調査したこの産業の女子労働者數の殆んど七〇%で

ある。この比率をこの産業に雇傭されている全女子労働者數(一八歳以上)に適用するとすれば、五〇、〇〇〇人以上の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しかなかつたこととなるのである。⁵⁰⁾

一九三五年十月以降の労働状態はいかに變化したであろうか。

結論としては、今日も(一九三八年はじめ)一九三五年十月と少くも同様に悪いということが出来るのである。⁵⁰⁾

10 紙・印刷・文房具産業における賃銀と生計費

一九三五年十月の政府調査によれば、この産業の賃銀は他産業より比較的よいのである。ところでこの産業における平均週賃銀は男子(二一歳以上)八十三シリング八ペンス、女子(十八歳以上)三十三シリング五ペンスであつた(各業種別平均賃銀については、Hunger and Work, p. 91 参照)。

すべての業種において男子労働者の賃銀はラウントリー最低生活費(五十一シリング二ペンス)以上であり、短時間労働をする労働者でも次の業種を除けば皆最低生活費以上である。

| | 短時間労働者の比率 | 短時間労働のため最低生活費を得る事のため労働者數 |
|---|-----------|--------------------------|
| Paper and board making | 4.3 | 1,220 |
| Wallpaper | 1.9 | 46 |
| Compressed paper and articles thereof | 10.0 | 93 |
| Pencils, penholders, fountainpens, etc. | 6.6 | 18 |
| | | 1,377 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 92

一、三七七人は政府調査のこの産業の男子労働者(二一歳以上)の一・一%である。この比率をこの産業に雇傭

されている總べての成年男子労働數に適用するとすれば、二、五〇〇人の紙・印刷・文房具労働者がラウンドリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったことになるのである。⁶²⁾

女子労働者について見れば、二つの業種即ち用紙・ボール紙製造業及び印刷業の九人以下の企業では、女子労働者（一八歳以上）は最低生活費以下である。これら業種には、政府の調査対象となつたものにおいて七、二二七人の女子労働者（一八歳以上）が働いていた。そのうち一、六九四人は時間外労働によつて最低生活費より幾分多い所得を得ていたのであつた。次に壁紙製造業では、時間外労働が平均賃銀を最低生活費以上たらしめているが、時間外労働をしないすべての労働者は最低生活費以下の所得しか得ていないのである。その數は政府調査のそれで七十七人であつた。

次に左の業種においては、標準労働週働く場合には最低生活費をうる事が出来るが、短時間労働の故にこれを得る事が出来ない多くの女子労働者が存在する。次の通りである。

| | 短時間労働 者の比率 | 最低生活費以下の所 得の短時間労働者 |
|---|---------------|-----------------------|
| Cardboard boxes | 10.2 | 1,279 |
| Paper bags, envelopes, and stationery | 3.7 | 202 |
| Compressed paper and articles thereof | 10.0 | 98 |
| Pencils, penholders, fountainpens, etc. | 6.6 | 22 |
| Other stationery and typewriting requisites | 7.0 | 499 |
| Relief, die, etc., stamping | 5.9 | 16 |
| Book and music printing | 11.7 | 40 |

| | | |
|---|-----|-----|
| Printing, job, etc, firms, employing 10 or more workers | 4.0 | 221 |
| Printing, underpaid, etc, 10 or more workers | 4.4 | 640 |
| Printing, underpaid, etc, less than 10 workers | 6.3 | 17 |

3,034

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 93

かくて政府調査の對象となつたこの産業の女子労働者（一八歳以上）のうち九、三四四人即ち一六%がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったのである。この比率をこの産業の全女子労働者數（一八歳以上）に適用するとすれば、約二〇、〇〇〇人の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の賃銀を得ていたこととなるのである。⁶³⁾この状態は一九三八年はじめにもそのままではまるのである。⁶⁴⁾

11 木細工産業の賃銀と生計費

一九三五年十月の政府調査によればこの産業の平均週賃銀は男子（二歳以上）六五シリング一ペンス、女子（一八歳以上）三三シリング一〇ペンスであつた（各業種別の平均賃銀については *Hunger and Work*, p. 94 参照）。バスケット製造業を除いて、木細工産業のすべての業種の男子労働者は週五一シリング三ペンスのラウントリー最低生活費以上を得ている。ところで製材業（mill-sawing）は重労働であるからその最低生活費は五三シリング三ペンスとする。

さて平均賃銀はこの様に最低生活費以上であるが、短時間労働のために最低生活費すら得ることの出来ない多くの労働者がいるのである。次表の通りである。（J. Kuczynski, *ibid.*, p. 95）

| | 短時間労働者の百分比 | 最低生活費を得られない短時間労働者の数 |
|---------------------------------------|------------|---------------------|
| Mill sawing and joinery* | 6.1% | 1,949 |
| Mill sawing and joinery** | 6.1 | 91 |
| Coopering | 7.3 | 115 |
| Wooden box and packing case making | 12.0 | 421 |
| Cabinet and furniture making, etc.** | 10.5 | 146 |
| Bedding and mattress making, etc. | 7.2 | 114 |
| House and shop fitting, etc. | 5.1 | 444 |
| Carriage, cart, etc, building, etc.* | 11.7 | 1,814 |
| Carriage, cart, etc, building, etc.** | 3.5 | 81 |
| Other woodworking* | 7.9 | 744 |
| Other woodworking** | 8.1 | 111 |
| | | 6,030 |

* 10人以上の工場

** 9人以下の工場

これにバスケット製造業の四〇四人の労働者(時間外労働によつて最低生活費以上を得ている労働者を除く)を加えれば、ラウンドリー最低生活費以下の労働者数は六、四三四人となる。これは政府調査のこの産業の男子労働者数の六%に當る。この比率をもしこの産業のすべての男子労働者(二一歳以上)に適用するとすれば、ラウンドリー最低生活費以下の男子労働者数は八、五〇〇人となるのである。⁶⁾

女子労働者を考察しよう。四つの業種では平均週所得は二九シリング九ペンスのラウンドリー最低生活費以下

| | |
|--------------------------|-----|
| Mill sawing and joinery* | 196 |
| Coopering | 11 |
| Basket making | 326 |
| Other woodworking** | 131 |
| | 664 |

*10人以上の工場

**9人以下の工場

で他の三つの業種では、時間外労働をやらない女子労働者は最低生活費以下だが、非常に澤山の時間外労働のために平均週所得は最低生活費以上に膨脹してゐるのである。

最低生活費以下の四つの業種は上の通りである。

六六四人のうち八五人は時間外労働によつてラウントリー最低生活費以上の所得を得ている。

次に時間外労働の故に平均賃銀が最低生活費以上に膨脹してゐる三つの業種は次の如くである。

| | 時間外労働者の 目分比 | 總 数 | 労働者数 時間外労働者の数 | 最低生活費以下 の労働者の数 |
|-----------------------|----------------|-------|------------------|-------------------|
| House and shop, etc. | 45.2 | 460 | 208 | 252 |
| Carriage, cart, etc.* | 34.1 | 771 | 263 | 508 |
| Other woodworking* | 23.5 | 1,450 | 341 | 1,109 |
| | | 2,681 | 812 | 1,869 |

* 10人以上の工場

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 96

更に短時間労働の故にラウントリー最低生活費を得ることの出来ない次のとき労働者がいる。

| | 短時間労働者の百分比 | 最低生活費以下の所得の短時間労働者數 |
|--|------------|--------------------|
| Wooden box and packing-case making | 12.0 | 69 |
| Cabinet and furniture making, etc. (10人以上) | 6.0 | 33 |
| Cabinet and furniture making, etc. (9人以下) | 10.5 | 21 |
| Bedding and mattress making, etc. | 7.2 | 196 |
| Carringe, cart, etc. (9人以下) | 8.5 | 1 |
| | | 320 |

J. Kuczyński, *ibid.*, p. 96かくてラウントリー最低生活費以下の女子労働者は次の通りとなる。⁶⁷⁾

| | |
|---|-------|
| 1. 標準労働週で最低生活費を得られぬ労働者 | 664 |
| 2. 同上 (時間外労働の故に平均賃銀が最低生活費以上に膨脹している業種における) | 1,869 |
| 3. 短時間労働のために最低生活費を得られない労働者* | 320 |
| 4. 時間外労働の故に最低生活費以上を得ている労働者** | 85 |

* この業種では平均賃銀は最低生活費より多いのである

** この業種では平均賃銀は最低生活費以下である

一九三五年十月には二、七〇〇人以上の女子労働者が、即ち政府調査のこの産業の女子労働者の二三%がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったたのである。この比率を木細工業の全女子労働者數(一八歳以上)に適用するとすれば、五、五〇〇人の女子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得を得ていたこととな

るのである。⁶⁸⁾

一九三五年十月以降は賃銀率の増大にもかかわらず生計費の非常に急速な増大のため、今日の状態（一九三八年のはじめ）は一九三五年十月よりいとは決して言えないのである。⁶⁹⁾

12 皮革産業における賃銀と生計費

一九三五年十月の政府調査によれば、この産業における平均週賃銀は次の通りであつた。

| | 21歳以上の男子労働者の平均週賃銀 | | 18歳以上の女子労働者の平均週賃銀 | |
|---|-------------------|-----|-------------------|-----|
| | ポロツク | ペンス | ポロツク | ペンス |
| Fellmongery | 55 | 11 | 25 | 4 |
| Tanning, currying, and leather dressing | 63 | 1 | 28 | 5 |
| Saddlery and harness making | 61 | 9 | 33 | 0 |
| Making of bags, trunks, and other leather goods | 60 | 0 | 29 | 10 |
| Other, including combinations of above. | 54 | 7 | 29 | 2 |
| | 61 | 9 | 29 | 6 |

J. Kuzynski, *Hunger and Work*, p. 98

男子労働者の平均賃銀が週五、シリング三ペンスのラウンダリー最低生活費以下の業種はないが、しかし短時間労働の故に最低生活費を得る事の出来ない労働者は澤山いるのである。次表を見よ。

| | 短時間労働者の日分比 | 最低生活費以下の所得の短時間労働者の数 |
|---|------------|---------------------|
| Fellmongery | 21.7 | 233 |
| Tanning, currying, and leather dressing | 12.1 | 1,882 |

| | | |
|--|------|-------|
| Saddlery and harness making | 7.9 | 29 |
| Making of bags, trunks and other leather goods | 9.7 | 220 |
| Other, including combinations of above. | 14.9 | 218 |
| | | 2,582 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 98

二、五八二人は政府の調査対象となつた皮革産業の男子労働者（二一歳以上）数の一二％に當る。この比率を皮革産業に雇傭されていた全男子労働者數（二一歳以上）に適用するとすれば、約四、五〇〇人の成年男子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったこととなるのである。

女子労働者を見れば、次の業種では平均週賃銀はラウントリー最低生活費（二九シリング九ペンス）以下で、そこで働く女子労働者數は次の通りである。

| | |
|---|-------|
| Felthamsgery | 108 |
| Tanning, currying, and leather dressing | 1,372 |
| Other, including combinations of above | 517 |
| | 1,997 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 99

このうち五三五人は時間外労働によつて最低生活費以上の所得を得ていたのである。

又ある業種においては平均賃銀が、莫大な時間外労働によつて最低生活費以上に膨脹しているのである。即ちバッグ・トランク製造業及び「他の皮革製品製造業」がそうであり、最低生活費以上を得ている時間外労働者を除いた二、四一〇人の労働者は最低生活費以下の所得である。馬具製造業では二人の短時間労働者だけが最低

生活費以下の所得である。

かくてラウントリー最低生活費を得ていない女子労働者（一八歳以上）を總計すれば三、八八四人即ち政府調査の女子労働者数の六〇%となる。この比率を皮革産業に雇傭されている一八歳以上の全女子労働者數に適用するとすれば、ラウントリー最低生活費を得ていない女子労働者數は約一二、〇〇〇人となるのである。⁷³⁾

男女労働者を總計すれば皮革産業の全成年労働者の殆んど三〇%がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていない事が分るのである。しかもこの比率たるや、政府調査の對象が非常に不充分で、低賃銀の小企業に雇傭されている労働者の一三%を計算に入れてない場合のそれである。⁷²⁾

一九三五年十月以降の状態は悪化したのである。従つて今日（一九三八年はじめ）の状態は三〇ヶ月以前に比べておそらく一層悪いと結論しうるのである。⁷³⁾

13 農業に於ける賃銀と生計費

一九三七年の農業労働者の賃銀は全體としてラウントリー最低生活費（重労働として四六シリング）以下であつた。約五〇萬人の成年労働者が農業に雇傭されていたので、五〇萬人の成年農業労働者がラウントリー氏が最低生活費と見做した額にも達しない賃銀を得ていたと結論する事が出来るのである。⁷⁴⁾

14 失業手當と失業者の生計費

失業は輕労働に相應するから、その男女の最低生活費は、普通の労働（moderate work）のそれから二シリングを差引いた四九シリング三ペンスと二七シリング九ペンスを正當とすべきであらう。⁷⁵⁾ところが失業者のうる手當の最高は都市労働者のそれで次の如くであつた。（普通は三二シリング以下であつた）

都市労働者の週失業手當 農業労働者の週失業手當

| | | |
|----------------|------------|--------|
| 労働者自身のために | 一七シリング〇ペンス | 一四シリング |
| 妻のためのものとして | 九シリング | 七シリング |
| 三人の子供のためのものとして | 九シリング | 九シリング |
| 計 | 三五シリング | 三〇シリング |

成年女子の失業手當は都市の労働者で週一五シリング、農業労働者で一二シリングであつた。

これらの失業手當がいかにひどい額であるか一目瞭然である。失業者は一九三五年の平均数は二三七萬人あつた。これに家族を加えれば、いかに老大な數の人々がひざいどん底生活に苦しんでいたか、想像に難くないのである。

これまで考察して來たところを綜合すれば、ラウントリー最低生活費以下の労働者數は次頁表の通りとなる。⁶⁷⁶⁾

一八%を石炭・建築・鐵道・農業を除いたすべての産業に雇傭されていた成年男子労働者の總數に適用するとすれば、約一二五萬の成年男子労働者がラウントリー最低生活費以下の所得しか得ていなかったこととなるのである。これに石炭・建築・鐵道・農業におけるラウントリー最低生活費以下の成年男子労働者を加えれば、その數は三〇〇萬に達するのである。これに一〇〇萬以上の失業成年男子労働者を加えれば、イギリスにおける約四〇〇萬人の成年男子労働者がラウントリーの最低生活費より少い所得を得ていたことが分るのである。

次に政府の調査に包括された企業の中でラウントリー最低生活費以下の所得の女子の百分比は農業を除いて四五%であつた。この百分比を農業を除いた全産業の女子労働者數(一八歳以上)に適用するとすれば、約一八〇、

女子勞働者
(18才以上)

男子勞働者
(21才以上)

| | 數 | 百分比 | 數 | 百分比 |
|--------------------|----------|-----|----------|-----|
| 1. 石炭と石切を除いた鑛業 | 38,000人 | 75% | 500人 | 75% |
| 2. 非鐵金屬鑛業對品と採石の處理 | 4,500 | 10 | 500 | 80 |
| 3. 煉瓦・陶器・ガラス及化學工業等 | 7,000 | 4 | 26,500 | 70 |
| 4. 金屬・機械・造船等 | 42,000 | 5 | 70,000 | 55 |
| 5. 織維産業 | 82,500 | 40 | 152,500 | 50 |
| 6. 皮革産業 | 2,500 | 12 | 4,000 | 60 |
| 7. 織物 | 8,000 | 12 | 67,500 | 35 |
| 8. 食料・飲料・タバコ | 10,500 | 7 | 32,000 | 35 |
| 9. 木細工産業 | 6,500 | 6 | 3,000 | 25 |
| 10. 紙・印刷・文房具等 | 1,500 | 1 | 9,500 | 15 |
| 11. 運輸と倉庫業(鐵道を除く) | 5,500 | 3 | 2,000 | 35 |
| 12. 公益事業 | 206,000 | 55 | 16,000 | 88 |
| 小計 | 414,500人 | 18% | 384,500人 | 45% |
| 13. 石炭鑛業 | 610,000 | 80 | — | — |
| 14. 建築業 | 500,000 | 50 | — | — |
| 15. 鐵道 | 175,000 | 25 | — | — |
| 16. 農業 | 470,000 | 100 | 30,000 | 100 |

〇〇〇人の女子勞働者がラウンダリー最低生活費以下の所得を得ていた事となるのである。これに農業の三〇〇、〇〇〇人と失業者約二五〇、〇〇〇人を加えねばならないのである。

かくて次の結果を得る事が出来るのである。⁷⁷⁾

ラウントリー最低生活費以下の成年男子勞働者數

四、〇〇〇、〇〇〇人

ラウントリー最低生活費以下の女子勞働者數

二、〇〇〇、〇〇〇人

計

六、〇〇〇、〇〇〇人

これに我々は勞働者の家族をつけ加えねばならないのである。

ところで最低生活費以下の四〇〇萬人の成年男子勞働者のうち約一五%だけが三人或はそれ以上の未獨立の子供を持つていたのであり、これだけがまず貧困なのである。何となれば、ラウントリー最低生活費は夫婦と三人の未獨立の子供の五人家族の最低生活費に外ならないからである。これの子供數平均四人として計算すれば妻と子供を含んで總數三六〇萬人が實際にラウントリー最低生活費以下の生活をしていた事となるのである。⁷⁸⁾

これに、一人或は二人の子供の小家族であるが、それに相應したラウントリー最低生活費を得ていない多くの家族をつけ加えねばならないのである。その數は家族を合せて二〇〇萬人である。が更に三人の子供をもつた家族に對して計算されたラウントリー最低生活費より多くの所得を得ている勞働者の中には、四人以上の子供をもつていて、それに應じたラウントリー最低生活費を得ることの出来ない可なりの數の勞働者がいることを考慮に入れねばならないのである。彼等の數は家族を入れて約一五〇萬人である。

更に獨立の生計を維持するに必要なラウントリー最低生活費以上の所得を持つ女子勞働者で、彼女に生活上頼る人を持つているために、ラウントリー氏がこれらの最低額と見做すものより以下の所得の澤山の成年女子勞働者がいるのである。

以上の數に、獨立の生活を維持するに充分なだけの所得を得ていない二五〇萬人の男女勞働者をつけ加えるな

ら、約一、〇〇〇万人の労働者及びその家族がラウントリー最低生活費以下の所得で貧乏生活をしていたことが分るのである。⁹⁷⁾

實に一千萬人の労働者及びその家族が「一般的に繁榮と見做された」時期に不充分に食べ、不充分に着、ひどい住宅に住んでいたのである。⁹⁸⁾ 貧困の蔓延を思うべきである。

註(1) コール夫妻は一九三五年の價格でポトレイ標準とラウントリー標準其他を次の様に比較してゐる。(G.D.H. & M.I. Cole, The Condition of Britain, p. 262)

| | のル決置標 者がたい 術研ア 一定ま 準 | | エののイ チ一年で ンタ格ト マス193 價デト | | ト低 ン最費 ウー活 ラリ生 | | 三供のイ と子族レ 婦の家一 夫人のポ の生存準 | |
|---------|----------------------------------|---------|--------------------------------------|---------|-------------------------|---------|--------------------------------------|---------|
| | ベ ス | シ ンク | ベ ス | シ ンク | ベ ス | シ ンク | ベ ス | シ ンク |
| 食 | 1 | 38 | 11 | 31 | 10 | 17 | 9 | 16 |
| 家賃 | 2 | 21 | 6 | 12 | 4 | 9 | 3 | 8 |
| 衣服 | 9 | 10 | 6 | 10 | 12 | 9 | 13 | 4 |
| 熱 | 0 | 8 | 6 | 7 | 4 | 4 | 1 | 3 |
| 保險 | 4 | 5 | 2 | 3 | 7 | 1 | 7 | 1 |
| 上費 | 10 | 3 | — | — | 10 | 2 | 5 | 1 |
| 雑費 | — | — | — | — | 8 | — | — | — |
| 教育 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 支出 | — | — | 11 | 1 | — | — | — | — |
| 日 | 10 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 金 | 10 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 附 | 11 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| パン | 9 | 10 | — | — | — | — | — | — |
| 開 | 9 | — | — | — | — | — | — | — |
| 手 | 2 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| 報 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 電 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 行 | 10 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 理 | 7 | 4 | — | — | — | — | — | — |
| 支 | — | — | 3 | 21 | — | — | — | — |
| 出 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| シ ンク | 10 | 117 | 9 | 87 | 2 | 58 | 2 | 35 |
| ベ ス | 10 | 117 | 9 | 87 | 2 | 58 | 2 | 35 |

因みにコーリン・クラーク氏の算定によれば、一九三五年における成年男子労働者の所得別構成は下の通りであつた。前掲表と比較して貧困者の尠大な存在を推察すべきである。

(2) J. Kuczynski, Hunger and Work, p. 30
各業種別の短時間労働者数とその比率を示せば左の通りである。

| | 短時間労働者の比率 | 短時間労働者数 | 労働者の百分比 |
|-------------------------------------|-----------|---------|---------|
| Cotton wool, surgical, etc. | 5.7 | 56 | |
| Wool sorting, etc. | 11.5 | 103 | |
| Wool combing, etc. | 17.4 | 1,191 | |
| Worsted spinning and weaving | 6.4 | 745 | |
| Woolen spinning and weaving | 10.5 | 1,808 | |
| Woolen and worsted, etc. | 13 | 802 | |
| Artificial silk spinning | 2.3 | 188 | |
| Asbestos manufacture | 6.6 | 199 | |
| Hair curling, etc. | 21.9 | 126 | |
| Lace manufacture | 16.3 | 506 | |
| Carpet and rug manufacture | 4.2 | 178 | |
| Rope, cord, and twine manufacture | 9.1 | 158 | |
| Tapes and small wares manufacture | 9.6 | 62 | |
| Elastic web manufacture | 18.3 | 152 | |
| Canvas goods, etc. | 10.0 | 159 | |
| Hemming and embroidery | 9.9 | 25 | |
| Making of other textile goods, etc. | 13.8 | 47 | |
| Textile bleaching, etc. | 30.3 | 18,283 | |
| Velvet and fustian cutting | 17.9 | 7 | |
| Making-up and packing | 25.2 | 546 | |
| Miscellaneous textile | 11.3 | 223 | |
| | | 20,564 | |
| | | | 5% |
| | | 35~45 | 18 |
| | | 45~55 | 24 |
| | | 55~65 | 27 |
| | | 65~75 | 21 |
| | | 75~85 | 5 |

J. Kuczynski, Hunger and Work, pp. 19-20.

(4) Ibid., pp. 20—21.

(5) 繊維産業に従事する成年女子労働者で短時間労働のために最低生活費以下の所得しかない者は次の通りである。

| | 短時間労働に従事する労働者の百分比 | 短時間労働に従事する労働者数 |
|-----------------------|-------------------|----------------|
| Cotton weaving, etc. | 3.5 | 1,076 |
| Woolen spinning, etc. | 10.5 | 1,856 |
| Silk throwing, etc. | 8.9 | 1,255 |
| Jute spinning, etc. | 4.2 | 399 |
| Asbestos manufacture | 6.6 | 79 |
| Hosiery manufacture | 11.0 | 4,258 |
| Lace manufacture | 16.3 | 488 |
| | | 9,411 |

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 23.

(6) J. Kuczynski, *ibid.*, p. 24

(7) *Ibid.*, p. 24

(8) *Ibid.*, p. 30

(9) 一九三五年十月の政府の調査は一〇人以上の労働者を雇傭する工場殆んどを包含しているが、これより小さい工場はその二〇%が含まれているに過ぎない。これらの小工場は一九三〇年の第四回生産調査(The Fourth Census of Production, 1930)によれば殆んど一五〇,〇〇〇人、この産業の全労働者の殆んど一〇%を雇傭して居り、従つてこれの大部の除外は、或る業種においては、一般的結果に重大な影響を及ぼすのである。(J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 30)

(10) 各業種別の平均賃額については Cf. J. Kuczynski, *Hunger and Work*, pp. 31—33.

(11) J. Kuczynski, *ibid.*, p. 35

(12) Cf. *Hunger and Work*, pp. 36—37.

(13) *Ibid.*, p. 38

(14) *Ibid.*, p. 38

(15) *Ibid.*, pp. 40—41

(16) *Ibid.*, p. 42

(17) *Ibid.*, pp. 42—43.

(18) *Ibid.*, pp. 43—44.

(19) See, Ministry of Labour Gazette, May 1937.

(20) J. Kuczynski, *Hunger and Work*, pp. 46—47.

(21) *Ibid.*, p. 47

(22) Cf. Ministry of Labour Gazette, February 1937.

- (24) J. Kuczynski, *Hunger and Work*, pp. 49—50.
 Cf. Ministry of Labour Gazette, February 1937.
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 50
 Ibid., p. 52 (31)(28) Ibid., pp. 52—53. (29) Ibid., p. 55
 Ibid., p. 55 (31) Ibid., p. 56
 Cf. Ministry of Labour Gazette, March 1937.
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 60
 Ibid., p. 63 (38)(35) Ibid., p. 64 (39)(36) Ibid., p. p. 64
 Ibid., p. 66 (38) Ibid., p. 67 (39) Ibid., pp. 67—68.
 Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937.
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 68
 Ibid., pp. 70—71. (43) Ibid., pp. 70—71.
 運輸省の調査 (Ministry of Transport)
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 73.

この外一九三七年末において最低生活費以下だった労働者を加えれば次の如くである。

| | |
|---|---------|
| 1937年3月にラウントリー最低生活費以下だった労働者數 | 108,967 |
| Carters and vanmen, goods and cartage staff : motor drivers, electric | 7 |
| Permanent waymen, permanent way department : relayers | 8,461 |
| Porters (goods and passenger), traffic department : district relief porters | 425 |
| Miscellaneous, traffic department : cloakroom and lost property office attendants, other than leading | 294 |
| Excess luggage collectors : class 2 | 5 |
| Carriage and Wagon department : Coal and oil gas makers' assistants | 78 |

Mechanics and artisans : turner's assistants, marine and dock

80

118,317

J. Kuczynski, *ibid.*, p. 74

⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁶⁾ *Ibid.*, p. 75

Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937.

三つの業種よりの平均賃銀は左の通りである。

Cartage and haulage contracting : Firms employing 10 or more workers

シリリング

ペンス

人

27

24

29

2

3

9

134

216

2,031

2,381

See, *Hunger and Work*, p. 76

J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 78

Ibid., p. 78

Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937.

Cf. J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 80

Ibid., pp. 81—82. ⁽⁵⁴⁾ *Ibid.*, p. 82

Cf. Ministry of Labour Gazette, February 1937.

J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 85

Ibid., p. 86. ⁽⁵⁸⁾ *Ibid.*, p. 88. ⁽⁵⁹⁾ *Ibid.*, p. 88

Cf. J. Kuczynski, *Ibid.*, pp. 89—91

Cf. Ministry of Labour Gazette, March 1937.

J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 92

⁽⁶³⁾⁽⁶⁴⁾ *Ibid.*, p. 93

- (65) Cf. Ministry of Labour Gazette, May 1937.
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, p. 95
 Ibid., p. 97 (68)(69)
 Cf. Ministry of Labour Gazette, March 1937.
 J. Kuczynski, *Hunger and Work*, pp. 99-100.
 Ibid., p. 100 (72)(73)
 Ibid., p. 105 (75)
 Ibid., p. 108 (77)(78)
 Ibid., p. 101-4 (74)
 Ibid., p. 107 (76)(79)(80)
 Ibid., p. 109 (80)

三 一九三六年のヨーク市の労働者調査より見た労働者階級の窮乏

一八九九年にヨーク市の労働者調査を行つたラウントリー氏は、一九三六年、再びヨーク市の労働調査を行い、この間の労働者状態、特に貧困者の状態を明らかにし、一九三七年に「労働者の人間としての最低必要額」(Human Needs of Labour)を「一九四一年に「貧困と進歩」ヨークの第二次社会調査」(Poverty and Progress, A Second Social Survey of York) (一九四六年に再版)を公刊した。「貧困と進歩」は詳細綿密な調査であり、四六倍判五四〇頁に及ぶ大冊であるが、これはさきの一九三五年十月の政府調査をもととしたクチンスキーの賃銀調査 (J. Kuczynski, *Hunger and Work*, 1938) とは異り、直接の労働者調査であり、家から家への個別訪問と資本家の賃銀簿とによる生活調査で、単に賃銀・家計だけでなく、住宅・健康・教育及び餘暇時間の利用状態にも及んでいる。

さてヨーク市は、労働者の収入の面から考えれば、イギリスの通常の都市 (the median) と餘り違わないので

あり(多少いいのであるが)、多くの高い熟練を要する賃銀労働者を雇傭する重要産業もないが、又賃銀が例外的に低い大産業もないのである。ところでラウントリーが調査の對象に選んだ「労働者」は年二五〇ポンド以下の所得者で、一六、三六二の世帯を包含する一五、三七二の住居に住む五五、二〇六人であつた。

次に労働者收入として取上げられたものは次の通りであつた。

失業保険による失業手當

失業救済局によつて與えられる金

公的扶助委員會からの手當金

老齡年金

寡婦・孤兒年金

戰爭年金

産業年金

父母の全收入

小遣として許される額一五シリング以下の子供の收入

年のいつた子供の父母に支拂う部屋代と食費

配分地 (allotment) からの野菜の價值

財産の利子

學校給食

次に最も重要な問題は、ラウントリーが定めた最低生活費に貧困線である。これ以下の收入の労働者を彼は貧困線以下に貧困者と稱しているのである。

一八九九年にラウントリーがチャールス・ブースに做つて定めた貧困線に最低生活費は普通の労働をする、三

人の未獨立の子供をもつた、五人家族の労働者で二一シリング八ペンス、家賃を除けば一七シリング八ペンス(第一章註(8)参照)であり、これを一九三六年の價格で計算すれば、家賃を除いて三〇シリング七ペンスとなる。ところでこの貧困線は、ラウントリーが「生活というよりは單なる生存のための水準」(standard of bare subsistence rather than living)とよんだようにいわば飢餓的水準であつたから、ラウントリーは一九三六年にはこの水準を貧困線―最低生活費として採用する事は出来なかつたのである。かくて彼が一九三六年に選んだ最低生活費(Human Needs of Labour)は家賃を除いて四三シリング六ペンスであつた。⁽⁶⁾この内譯は次の如くである。

| | | | | |
|---------|----|------|---|-----|
| 食 物 | 二〇 | シリング | 六 | ペンス |
| 衣 服 | 八 | | 〇 | |
| 光 熱 | 四 | | 四 | |
| 家上の雜費 | 一 | | 八 | |
| 人に關する雜費 | 九 | | 〇 | |
| 計 | 四三 | | 六 | |

人に關する雜費(Personal Sundries)には次の如きものが計上されている。⁽⁷⁾

| | | | | |
|------------------|---|------|---|-----|
| 失業及び健康保險費 | 一 | シリング | 七 | ペンス |
| 疾病、埋葬クラブへの掛金 | 一 | | 〇 | |
| 労働組合費 | 〇 | | 六 | |
| 仕事場への交通費 | 一 | | 〇 | |
| 切手、便箋其の他家族に必要なもの | 〇 | | 六 | |
| 日刊新聞 | 〇 | | 七 | |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| ラ | ○ | 六 |
| ジ | ○ | 四 |
| オ | ○ | 三 |
| その他、ビール・タバコ・贈物・休暇・書物・旅行等 | 三 | 九 |
| 計 | 九 | 〇 |

この最低生活水準はどの様に評價し得るであろうか。ラウントリー自身次の様にのべている。――

「夫婦と子供三人の家族が健康を維持してゆくには週五三シリング(家賃を含む)いるが、五二シリングの場合には、主婦の不斷の注意と高い熟練が必要である。……尙現實的には全収入が肉體的健康(physical health)に絶對に必要なものにすいとられて了うのである。確かに、必須の項目に向けられた後には殆んど何も残らないのである。即ち他のすべてに對して週三シリング四ペンスより多くはないのである。」

「私は私の調査をやつてゆき乍ら、次第に次の様な印象が強くなつたのである。即ち週五三シリングで五人の家族を維持してゆくことは、例え年に五二週の所得があつても主婦の絶えざる注意深さと高い程度の熟練とが必要であるということ、そして全収入は肉體的健康に絶對に必要なものを買うのにとられてしまふということである」と。

「しかも一錢の家具費の支出も許されないのである」(Poverty and Progress, p. 31)。

さて週二〇シリング六ペンスの食費とは一體どの程度のものであるか。これは一九三三年四月にイギリス醫師會 (the British Medical Association) の委員會が勸告した「普通の勞働」¹⁰⁾ をする成年男子勞働者が「健康と勞働力を維持するに必要な最低食費」で一〇〇瓦の蛋白質(うち五〇瓦は動物性蛋白質)、一〇〇瓦の脂肪、五〇〇瓦の含水炭素を含んだ三、四〇〇カロリーの食料品費である。因みに年齢別の食料は次の通りである。すべて不熟練勞働者のそれである。¹¹⁾

| | | | | |
|-----------|-----|------|------|-------|
| 成年男子 | 蛋白質 | 一〇〇瓦 | カロリー | 三、四〇〇 |
| 成年女子 | | 八三 | | 二、八二〇 |
| 子供(二三歳以下) | | 六五 | | 二、二二〇 |

イギリス勞働階級窮乏化の一斷面

第六十八卷

三三三

第六號

六九

ところが、當時地方の刑務所の囚人は次の如き食料を攝取していたのである。¹²⁾

| (大 人) | | 蛋白質 | カロリー | 動物性脂肪 |
|----------|---|---------|-------|--------|
| 坐 | 業 | 一〇一・〇〇瓦 | 三、一〇三 | 三四・九八瓦 |
| 輕勞働以外の勞働 | | 一〇八・一三 | 三、四二九 | 三六・八六 |
| 蛋白質 | | | カロリー | 動物性脂肪 |
| 輕勞働 | | 一一五・一五瓦 | 三、四八二 | 三九・三〇瓦 |
| 輕勞働以外の勞働 | | 一三一・三八 | 四、二〇〇 | 四一・一八 |

建築労働にはこの外に特別食料が給せられるのである。

(男の囚人) 輕勞働 一一五・一五瓦 三、四八二 三九・三〇瓦
輕勞働以外の勞働 一三一・三八 四、二〇〇 四一・一八

低劣さを感じるべきである。しかも五人家族で週五三シリングの収入では、實際、食料に二〇シリング六ペンスもふり向ける事は出来ない¹³⁾のである。労働調査所 (Labour Research Department) がその低さを "rock-bottom minimum" とよんだのも故なしとしないのである。

イギリスの栄養問題の偉大な權威たるジョン・オール卿は一消費者単位當りの標準食費(一九三四年)を次の様に計算しているのである。ラウントリー最低生活費の食費がいかにみじめであるかを思うべきである。

一消費者(平均)當り (average consumer) 標準食物費 (1934年)

| 品名 | 単位 | ペンス | シリング |
|------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 魚 | 10 $\frac{1}{2}$ 斤 | 4 $\frac{1}{2}$ | |
| 製品と品 | 1 | 6 $\frac{1}{2}$ | |
| 肉 | 1 $\frac{1}{2}$ 斤 | 1 $\frac{1}{2}$ | |
| 卵 | 1 | 7 $\frac{1}{2}$ | |
| 牛乳 | 1 | 11 $\frac{1}{2}$ | |
| 野菜 | | 4 $\frac{1}{2}$ | |
| 果物 | | 4 $\frac{1}{2}$ | |
| 茶・コーヒー | | 8 $\frac{1}{2}$ | |
| 砂糖 | | 10 | |
| 穀物 | | 8 | 9 $\frac{1}{2}$ |
| 調理食物の追加費用* | | | |

John Orr, Food, Health and Income より。
D. G. H. & M. I. Cole, The Condition of Britain, p. 123 より引用。
Orr の標準は完全な健康に必要なカロリー、蛋白質及び礦物質の國際的標準より低いのである
Cf. Food, Health and Income, Appendix VIII. D. G. Jones, Social Surveys, p. 178

*これはadditional cost of preparing foodの譯である。

因みに所得階級別の食費支出とその内容は次の通りであつた。(尚オール卿のカロリー最低必要量が非常に低いことに注意せよ)。

(1934年)

イギリス労働階級窮乏化の一断面

| | 一人當り 週所得 | 一人當り の平均週 食物支出 | 各グループの人口數 | |
|--------|-------------|----------------------|--------------------|---------------------|
| | | | 單 位 (1,000人) | 對 全人口に對 する百分比 |
| 第1グループ | 10シリングまで | 4シリング | 4,500 | 10 |
| 第2 | 10 ~ 15 | 6 | 9,000 | 20 |
| 第3 | 15 ~ 20 | 8 | 9,000 | 20 |
| 第4 | 20 ~ 30 | 10 | 9,000 | 20 |
| 第5 | 30 ~ 45 | 12 | 9,000 | 20 |
| 第6 | 45シリング以上 | 14 | 4,500 | 10 |

John Orr, Food, Health, and Income. (2nd Edition 1939) p. 66

備考 第2グループは平均週一人當り所得が10—15シリングであるが、それは5人の家族と週約3ポンドの所得の普通の労働者家族である (D. G. H. & M. I. Cole, The Condition of Britain, p. 128)

尙1931年の政府調査において到達した假の結論は大衆に喜ばしくないおどろきをあたえたのである。それは人口の半分より少くない部分の人々が不十分な栄養状態にあつたということである。この半分は不均衡 (不均合) に多くの子供を含んでいるのである。それは貧乏な家族が平均的には澤山の子供をもつているというだけでなく、彼等の収入が非常に少いからである (D. C. Jones, Social Surveys, p. 180)

第六十八卷
三三五
第六號
七一

必要な標準食物摂取量と比較した各所得グループ別の食物消費

(1934年)

(ジョン・オール卿の「食物健康及び所得」からの要約)

實際の平均的消費

| | 必要な標準 (グラム) | 實際の平均的消費 | | | | | |
|--------------------|----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 第1グループ | 第2グループ | 第3グループ | 第4グループ | 第5グループ | 第6グループ |
| 蛋白質 | | | | | | | |
| 植物性 | | 41 | 43½ | 44 | 44 | 43 | 40½ |
| 動物性 | | 22½ | 32½ | 39½ | 45½ | 51½ | 58 |
| 計 | 68 | 63½ | 76 | 83½ | 89½ | 94½ | 98½ |
| 脂肪 | | | | | | | |
| 植物性 | | 21 | 18 | 14½ | 13 | 12 | 11 |
| 動物性 | | 50½ | 81 | 95 | 107 | 118 | 130 |
| 計 | 98 | 71½ | 99 | 109½ | 120 | 130 | 141 |
| 含水炭素 | — | 348 | 381 | 395 | 403 | 406 | 396 |
| 礦物 | | | | | | | |
| カルシウム | 0.6—0.9 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.8 | 0.95 |
| 磷 | 1.23 | 0.8 | 1.0 | 1.2 | 1.3 | 1.4 | 1.5 |
| 鐵 | 0.011 | 0.008 | 0.010 | 0.011 | 0.012 | 0.013 | 0.014 |
| ビタミン (國際單位) | | | | | | | |
| A | 1,900 | 774 | 1,250 | 1,624 | 2,015 | 2,210 | 2,875 |
| C | 1,400 | 838 | 1,134 | 1,314 | 1,577 | 1,832 | 2,323 |
| カロリー | 2,810 | 2,317 | 2,768 | 2,962 | 3,119 | 3,249 | 3,326 |

低いグループにおいては總蛋白質は十分であるが動物性蛋白質に不足せるを注意。グループ1—3においてはビタミンが非常に不足し、グループ1—2においては鐵物の不足せるに注意せよ。

グループ1と2は安いカロリーの食物を比較的多量に消費せるにもかかわらずカロリーが不足していることに注意せよ。

D. G. H. & M. I. Cole, *ibid.*, p. 129 より引用。

ジョン・オールは「全人口の三分の一に近い人口の食物が、健康を維持するに必要な最低標準に達しないのである」(John Orr and David Jackbock, Feeding the People in War Time, 1940, p. 1)と述べ、又一九三五年における「五〇〇萬人(一人當り九シリング以下の食費の者)の人々の食物の栄養状態を、最低必要量、並びに一八世紀の労働者の食物の栄養状態と比較し、それが何れとも低い事を示す表を掲げて「労働者階級の食物の栄養價値のこの悪化の結果として労働大衆の體格は悪化した。…平均身長は低くなつた…」(John Orr Food and the People, 1942, p. 15)と書いてゐるのである。何れにしてもラウントリー最低生活費が極めてみじめな低さである事だけは極めて明瞭である。ラウントリーはこの最低生活費を Human Needs of Labour と稱してゐるが、成程、第一次ヨーク調査の最低生活費やブースの貧困線に比べれば確かに良好であるが、この語の本來意味するところより遙かに低いことを忘れてはならないのである。成程「ラウントリーの二つの標準即ち一八九九年の貧困線とよばれた標準と一九三六年の人間としての必要な標準— Human Needs of Labour とよばれた標準—¹⁰⁾とを區別する事は望ましいことである」に

| | 被傭者 | | 失業者 | | 老年受領者 | |
|---------|------|-----|------|-----|-------|-----|
| | シリング | ペンス | シリング | ペンス | シリング | ペンス |
| 成年男子のみ | 25 | 10 | 22 | 9 | 15 | 3 |
| 成年女子のみ | 21 | 3 | 17 | 6 | 12 | 6 |
| 夫婦 | 31 | 11 | 27 | 8 | 22 | 4 |
| 夫婦と子供一人 | 38 | 1 | 35 | 0 | — | — |
| 夫婦と子供二人 | 41 | 2 | 38 | 8 | — | — |
| 夫婦と子供三人 | 43 | 6 | 40 | 5 | — | — |

未獨立の子供の増すごとに5シリング4ペンス加算す。

家族内に成年女子(妻以外の)がいる場合は7シリング8ペンス加算す。

家族内に成年男子(主人以外の)がいる場合は11シリング5ペンス加算す。

部屋代食費を拂つている成年女子がいる場合は4シリング9ペンス加算す。

部屋代食費を支拂つている成年男子がいる場合は5シリング9ペンス加算す。

は違くないが、一九三六年の「人間としての必要な標準」が極めて劣悪な「貧困線」たることも又間違いないのである。

以上の如きラウントリー最低生活費は各家族の家族員數に應じて前頁表の如くなるのである（家賃を支拂つた後の所得）。これに應じて詳細な調査が行われたために、クチンスキーの「飢餓と労働」(J. Kuczynski, Hunger and Work)の場合と異つて完全な貧困者數が算定されたのである。

ところでヨーク市の所得別労働者數(所得は家賃支拂後の所得)は次の通りであつた。¹⁵⁾

| | | |
|---|-------------------------|--|
| A | 33シリング6ペンス以下 | 子供色の家族に相應した所得 3人またはそれ以上 異つた家族のそれ |
| B | 33シリング6ペンスと43シリング6ペンス以下 | |
| C | 43シリング6ペンスと53シリング6ペンス以下 | |
| D | 53シリング6ペンスと63シリング6ペンス以下 | |
| E | 63シリング6ペンスとそれ以上 | |

| | 労働者階級に占める百分比 | 他の人口の中に占める百分比 | 人口に占める百分比 |
|----------------------|--------------|---------------|-----------|
| A | 7,837 | 14.2 | 8.1 |
| B | 9,348 | 16.9 | 9.6 |
| C | 10,433 | 18.9 | 10.8 |
| D | 7,684 | 13.9 | 8.0 |
| E | 19,904 | 36.1 | 20.5 |
| F (僕婢) | 4,300 | | 4.4 |
| G (家をはなれた諸機 關労働者) | 3,500 | | 3.6 |
| H 其他の人口 | 33,980 | | 35.0 |
| | 96,980 | 100.0 | 100.0 |

これですす労働階級人口の三一・一%が最低生活費以下である事が確定されるのである。以下所得クラス別に内容を検討するであらう。

1 最低生活費以下の労働者の生活

クラスA。(夫婦と子供三人の家族で家賃を支拂つた後の収入が三三シリング六ペンスのもの、或は家族員数は異なるがこれと同性質の収入のもの)は二、〇四一世帯と七、八三七人からなつてゐる。

| | |
|---------------|--------|
| 男の戸主 | 一、五七二人 |
| 妻或は女の戸主 | 一、八八七 |
| 一三以下の子供 | 三、二〇五 |
| 一四歳及び一七歳以下の子供 | 四八一 |
| 一八歳以上の子供 | 五六九 |
| 下宿人 | 一二三 |

B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 35

三、二〇五人の獨立前の子供のうち

- 三九一人は一人の未獨立の子供をもつた家族に
- 七〇二人は二人の未獨立の子供をもつた家族に
- 五五人は三人の未獨立の子供をもつた家族に
- 六二人は四人の未獨立の子供をもつた家族に
- 九二人は五人以上の未獨立の子供をもつた家族

B. S. Rowntree *ibid.*, p. 35

にゐるのである。七九〇家族は未獨立の子供のいない世帯である。¹⁷⁾

A クラス (極貧、第一次貧困 (primary poverty) の所得総額は三、二一九ポンド一九シリング八ペンスで、最低生活費—Human Needs of Labour より低く) と一、四七九ポンド一七シリング二ペンスで、一人當り三シリング九ペンスであつた。所得の四五・八%が個人的収入であつた。左の通りである。

| | | | | | | |
|---------------|-----|-----|-----|------|---|-----|
| 戸主の収入 | 九三五 | ポンド | 一一二 | シリング | 五 | ペンス |
| 子供と下宿人の支拂う下宿代 | 四五二 | | 一〇 | | 一 | |
| 贈物として貰つたもの | 四七 | | 二 | | 三 | |
| 前の雇主からの年金 | 三七 | | 三 | | 四 | |
| 其他 | 三八 | | 一 | | 八 | |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 36

所得の五四・二%は社會施設 (Social Services) から得たものであつた。次の通りである。

| | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|----|------|----|-----|
| 健康保險 | 三三 | ポンド | 七 | シリング | 三 | ペンス |
| 失業手當 | 九〇九 | | 一 | | 五 | |
| 公的扶助 | 三七三 | | 一〇 | | 二 | |
| 國家の年金 | 四六三 | | 八 | | 一〇 | |
| 學校で子供が安く得る牛乳と(或は)肉 | 九 | | 一一 | | 三 | |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 36

次にBクラス (夫婦と三人の未獨立の子供の家族で家賃を支拂つた後の収入が三三シリング六ペンスと四三シリング五ペンスの間のもの、或は家族員數は異なるが、これと同性質の収入のもの) は三、〇四五世帯と九、三四八人からなつてゐる。それは労働階級人口の一六・九%で全人口の九・七%である。家族の構成は次の通りである。

男の戸主 二、三七五人
 妻或は女の戸主 二、七七五
 一三歳以下の子供 二、五六一
 一四歳と一七歳以下の子供 四六七
 一八歳以上の子供 八四〇
 下宿人 三三〇

B. S. Rowntree,
 ibid., p. 36

二、五六一人の子供のうち

六三一人は一人の未獨立の子供を持つ家族に
 八三四人は二人の未獨立の子供を持つ家族に
 六一一人は三人の未獨立の子供を持つ家族に
 三〇〇人は四人の未獨立の子供を持つ家族に
 一八五人は五人以上の未獨立の子供を持つ家族に

B. S. Rowntree,
 ibid., p. 37

屬するのである。

Bクラスの所得は五、六二八ポンド一〇シリング三ペンスで、最低生活費 Human Needs of Labour より低いこと六七八ポンド四シリング四ペンス、一人當り一シリング五・五ペンスである。所得の七一・二%は個人的収入で次の通りである。

| 戸主の収入 | 二・九八六ポンド | 六シリング | 〇ペンス |
|---------------------------------|----------|-------|------|
| 子供と下宿人の支拂う下宿代 | 七七七 | 三 | 二 |
| 贈物として貰つたもの | 五三 | 一九 | 六 |
| 前の雇主からの年金 | 一一三 | 一二 | 三 |
| 其他 | 七四 | 九 | 四 |
| B. S. Rowntree, ibid., p. 38 | | | |

イギリス勞働階級窮乏化の一斷面

第六十八卷

三四一

第六號

七七

所得の二八・八%は社會施設から得たもので、次の通りであつた。

| | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|----|------|---|-----|
| 健康保險 | 三四 | ボンド | 一二 | シリング | 九 | ペンス |
| 失業手当 | 五八二 | | 一二 | | 八 | |
| 國家の年金 | 七〇六 | | 九 | | 六 | |
| 公的扶助 | 二九三 | | 四 | | 七 | |
| 學校で子供が安くうる牛乳と(或は)肉 | 六 | | 〇 | | 六 | |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 37

B. クラスの所得別構成は次の通りである。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|------|---|----|----|------|---|-----|----|-----|-----|-------|----|
| 三三 | シリング | 六 | から | 三五 | シリング | 一 | ペンス | まで | 五一 | 家族數 | 一、八二〇 | 人數 |
| 三六 | | 〇 | から | 三八 | | 五 | | | 七三三 | | 二、三六二 | |
| 三八 | | 六 | から | 四〇 | | 一 | | | 八七七 | | 二、六〇九 | |
| 四一 | | 〇 | から | 四三 | | 五 | | | 九二六 | | 二、五五七 | |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 38

クラスAとBの階級の貧困の原因¹⁹⁾

| 主たる所得者の失業 | 百分比 | 家族數 | 人 數 | 一三歳以下 の子供數 | 社會施設から る収入の割合 % | 一人あたり週所得が夜 低半賃に及ばぬ限 シリング | ペンス | 平均家賃 シリング | ペンス |
|----------------------------|------|-------|-------|---------------|-----------------------|--------------------------------|-----|--------------|------|
| 規制的に労働をしていない 労働者の不十分な賃銀 | 二八・六 | 一、二五七 | 四、九〇九 | 一、九〇一 | 八〇 | 二二 | 一一 | 七五 | 七九 |
| 臨時労働者及び獨立生 産者の不十分な収入 | 三三・八 | 一、三三八 | 五、六四三 | 二、六〇〇 | 一七 | 一 | 七 | 九五 | 九五 |
| 老 齡 | 九・五 | 四六八 | 一、六三六 | 五五八 | 六・五 | 二 | 六 | 七五 | 九二 |
| 夫 の 死 亡 | 一四・九 | 一、二〇二 | 二、五二一 | 九七 | 六六 | 三 | 三五 | 七三 | 七三 |
| | 七・八 | 四六九 | 一、三四六 | 三〇五 | 五〇・七 | 二 | 一一 | 〇二五 | 八三・五 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|------|---|-----|---|---|
| 病 | 其 | の | 他 | 氣 | 四・一 | 二〇一 | 七〇一 | 一六八 | 五六・九 | 三 | 〇・五 | 八 | 三 |
| | | | | | 二・五 | 一五三 | 四二九 | 一四七 | 二三・七 | 二 | 九・五 | 七 | 九 |

AとBクラスに屬する貧困者の大多數が營養不足状態 (undernourished) にあるのである。

因みにAとBの勞働者中、只一〇・五%がだけが熟練勞働者で後はすべて不熟練勞働者である。

2 最低生活費以上の勞働者の生活

クラスCは次のグループにわけることが出来る。

| | シリングペンス | シリングペンス | 家族數 | 人數 |
|----|---------|---------|-----|-------|
| 四三 | 六 | 四五 | 九四六 | 二、八四〇 |
| 四六 | 〇 | 四八 | 八五六 | 二、六八八 |
| 四八 | 六 | 五〇 | 一一 | 二、四九七 |
| 五一 | 〇 | 五三 | 七六九 | 二、四〇八 |

Cクラスの半分以上は最低生活費より五シリング以下高いだけである。彼等の平均所得は一人當り週九ペンス最低より高いだけである。かくて彼等の生活水準はBクラスと殆んど區別出來ぬ程である。もしすべての家族が酒 (飲料 wine)、賭博、タバコに、ヨークの勞働者が支拂う平均額だけ使うなら、すべての家族は肉體的能率にとつての必要物にもこと缺くであろう。勿論彼等はこの種のことは何もしない。しかし最低生活費をこえる額は非常に僅少であり、そして最低生活費それ自身が非常に逼迫 (stringent) したものであるから、これらへの比較的僅かの氣儘も或は實際の僅かの無駄遣いも、家族から必需品を奪つてしまうのである。もし人あつてこれが勞働

者階級の七%から一〇%の間の割合であると信ずるといったとしたら、それが誤っていると證明することは極めて困難である。CやDやEクラスの數千人の人々が必需品以外のものを買うので、家族を維持するために遣う所得は最低生活費より低いのである。それは時に非常に低い場合もあるのである。従つてヨーク市の労働階級人口の約四〇%が最低標準以下の生活をしている(三一%は低所得のため、九%は必需品以外に金を遣うため)と計算しても決して誤りではないのである。

3 全體の一般的考察

さて次表は主たる賃銀所得者(chief wage-earner)以外の追加所得者(supplementary earner)が各クラスに演じている役割を示すものである。いかにかこれが各クラスを決定する上に大きい役割を演じているかは、クラスが上るに従つて追加所得者のうる所得の割合が増加している事によく示されている。

| 人 數 | 16歳以上の追加所得者の總數 | 週給總額 | 追加所得者のうる所得額 | 追加所得者のうる所得額の百分比 | | | |
|-----|----------------|-------|-------------|-----------------|-------|-------|------|
| A | 7,837 | 720 | 3,472 | 2 0 | 172 | 2 4 | 4.9 |
| B | 9,348 | 966 | 6,123 | 7 4 | 494 | 17 1 | 8.1 |
| C | 10,433 | 1,333 | 9,158 | 12 2 | 1,105 | 19 10 | 12.1 |
| D | 7,684 | 1,075 | 8,139 | 19 1 | 388 | 7 5 | 12.1 |
| E | 19,904 | 4,921 | 28,555 | 7 5 | 4,224 | 12 11 | 14.8 |
| | 55,206 | 8,315 | 55,449 | 8 0 | 6,985 | 19 7 | 12.6 |

B. S. Rowntree, Poverty and Progress, p. 125

主なる所得者だけの賃銀をとつて考えれば最低生活費—貧困線—Human Needs of Labour 以下の労働者比率は遙かに高くなるであらう。

この表を補足して次表を掲げよう。これは現に働いている労働者家族の一人當り所得に影響する色々のファクタ（子供の數、家族の大きさ、追加所得者が家計へ與ふる額）である。

| | 家族の數 | 獨立前の 子供の數 | 追加所得 者の數 | 家族の大 きさ | 戸主の平 均賃銀 | 追加所得者が家計へ 足している平均額 | 賃銀及び追加所得者からの額 を合せての一人當りの所得 |
|-----|-------|--------------|-------------|------------|-------------|-----------------------|-------------------------------|
| | | | | | シリング ペンス | シリング ペンス | シリング ペンス |
| AとB | 1,338 | 2,600 | 434 | 4.22 | 43 6½ | 2 2 | 10 10 |
| C | 1,929 | 2,171 | 865 | 3.44 | 49 8 | 3 8 | 15 6 |
| D | 1,773 | 1,594 | 791 | 3.24 | 56 4½ | 4 11 | 18 11 |
| E | 4,960 | 3,350 | 4,845 | 3.57 | 75 4 | 12 10 | 24 9 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 151

ところで労働階級の四〇％がラワンツリー—最低生活費—Human Needs of Labour 以下である事は明らかとなつたが、子供についてはこの比率はどうであらうか。貧困者の子澤山から考えてこの比率はよほど高いことは推測に難くないであらう。次表を見よ。

| | 1歳以下 | 1歳—4歳 | 5歳—14歳 | 15歳—24歳 | 25歳—44歳 | 45歳—64歳 | 65歳以上 |
|---|------|-------|--------|---------|---------|---------|-------|
| A | 29.4 | 28.5 | 23.5 | 11.0 | 13.0 | 3.9 | 19.1 |
| B | 23.1 | 21.2 | 16.6 | 12.6 | 15.8 | 16.8 | 27.6 |
| C | 18.0 | 18.7 | 19.1 | 15.7 | 20.8 | 16.1 | 25.3 |
| D | 10.9 | 12.8 | 13.3 | 13.6 | 16.0 | 12.6 | 11.7 |
| E | 18.6 | 18.8 | 47.0 | 47.0 | 34.4 | 50.6 | 15.5 |
| | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 156

一歳以下の子供の五二・五%、一歳―四歳の子供の四九・七%、五歳―一四歳の子供の三九・一%は最低生活費以下の家族に属しているのである。規則的に労働しているが、低賃金の家族について云えば、子供の四九%は一三年間、一九%は一二年間、八・八%は一年間、六・四%は一〇年間、七・三%は九年間、六・九%は八年間、五・四%は七年間、三・四%は六年間、二%は五年間、四・九%は四年間、二%は三年間、一%は二年間、一%は一年間夫々貧困生活をしている事となるのである。²¹⁾

さて貧困者の状態を以上の様に考察した上で、この貧困を克服するための最低賃銀と家族手当についてラウントリ―は次のように書いています。――

不十分な賃銀のために貧困である家族及びその人々に法的最低賃銀と家族手当があたえる影響

若し夫々、四五シリング、五〇シリング、五三シリング、六三シリングの最低賃銀制がしかれるなら、夫々次のごとく、貧困者は貧困から脱出し得るのである。

もし最低賃銀がなくて

| 未獨立の子供に五シリングの手當が與えられるとすれば下段表のごとく貧困者は貧困から救われるのである。 | 家族數 | 人數 | 貧困者の割合 （百分率） |
|---|-------|-------|-----------------|
| | 326 | 635 | 11.3 |
| | 650 | 2,199 | 39.1 |
| | 899 | 3,241 | 57.9 |
| | 1,169 | 4,644 | 82.9 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 164

| 兒童手当 | 家族數 | 人數 | 貧困者の割合 （百分率） |
|---------------------------|-----|-------|-----------------|
| えのシ手え合を獨立のた場を獨にがある人未供ンがられ | 73 | 533 | 9.5 |
| え頭場を供れ人子ら | 198 | 1,168 | 20.9 |
| え頭場を供れ人子ら | 488 | 2,603 | 46.5 |
| 子のえ合で頭場を供れ人子ら | 884 | 4,055 | 72.4 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 164

の子供に五シリングの手當とが與えられるなら次のごとく人々は貧困から脱出出来るのである。先ず最低賃銀が

三人をこえる子供に夫々五シリング
の手當が與えられる場合

家族數 人數 貧困から救われる人々の割合

四〇二 一、二六 三%

二人をこえる子供に與えられる場合

五八 一、九三 三・一%

一人をこえる子供に與えられる場合

八七 三、七六 六・九%

すべての子供に與えられる場合

一、二六 四、九三 八・〇%

四五シリングの場合は右表のごとくで、最低賃銀が五〇シリングの場合は左表のごとくである。

家族數 人數 貧困から救われる人々の割合

七三 二、七二 四九・七%

三人をこえる子供に夫々五シリング
の手當が與えられる場合

九四 三、九五 七・三%

二人をこえる子供に與えられる場合

一、四四 四、九六 八・五%

一人をこえる子供に與えられる場合

一、二五 五、二二 九六・三%

最低賃銀が五三シリングの場合は次の通りである。

家族數 人數 貧困から救われる人々の割合

一〇八 四、七六 七・八%

三人をこえる子供に夫々五シリング
の手當が與えられる場合

一、四七 四、八九 八七・一%

二人をこえる子供に與えられる場合

一、三五 五、三〇 八八・八%

一人をこえる子供に與えられる場合

一、二七 五、三〇 九六・六%

我々はここに小規模のビバリツチ報告を見ないであろうか。

イギリス労働階級窮乏化の一断面

| | 13 家族 | | | | 15 家族 | | | |
|---------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 1グループ | | 2グループ | | 3グループ | | 4グループ | |
| | シリング | ペンス | シリング | ペンス | シリング | ペンス | シリング | ペンス |
| 家賃支拂前の所得 | 33 | 8 | 42 | 10½ | 68 | 4½ | 80 | 4 |
| 家賃支拂後の所得 | 24 | 7½ | 33 | 9 | 57 | 3¾ | 69 | 7 |
| 1消費者當り所得 (家賃支拂後) | 6 | 11½ | 9 | 0¾ | 14 | 6¼ | 19 | 5 |
| 標準的食料費 | 19 | 2 | 20 | 2 | 22 | 8 | 21 | 3 |
| 家賃支拂後の 食費の割合 | 64.5% | | 63.8 | | 52.5 | | 46.3 | |

必要な標準量に對する比率*

| | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 蛋白質總量 | 70.5 | 75.9 | 80.2 | 84.4 |
| 第一級蛋白質 | 56.5 | 69.0 | 76.0 | 85.2 |
| 脂 肪 | 89.5 | 107.3 | 108.9 | 127.0 |
| カ ロ リ ー | 78.9 | 87.7 | 87.8 | 97.3 |
| カルシウム | 45.6 | 52.4 | 55.6 | 76.2 |
| 磷 | 67.3 | 78.8 | 95.8 | 109.6 |
| 鐵 | 49.7 | 63.1 | 71.4 | 90.4 |
| ビタミン A | 52.4 | 107.5 | 93.4 | 124.7 |
| 〃 B ₁ | 84.7 | 101.5 | 130.3 | 140.7 |
| 〃 C | 147.4 | 201.9 | 198.4 | 257.7 |

* 次の標準が採用されている。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 蛋白質總量 (大人一日當り) | 100グラム |
| 第一蛋白質 (〃) | 50 〃 |
| カ ロ リ ー (〃) | 3,400カロリー |
| 脂 肪 (〃) | 100グラム |
| カルシウム (1日當り) | 大人 0.5グラム, 子供 1グラム, 授乳中の婦人 1.5グラム |

磷 大人或は子供 1日に1グラム
〃 1日に10ミリグラム

ビタミン A 大人 1日 2,000 國際單位, 子供 1日 1,500 國際單位

ビタミン B₁ 大人 300, 子供 5歳以上 1日 300, 5歳まで 200, 授乳中の婦人 600 國際單位 (各 1日)

ビタミン C 大人 1日 600, 子供 1日 200 國際單位

これは、栄養についての技術委員會の保健委員 (Health Committee of the Technical Commission on Nutrition) がすすめた最低標準である²⁴⁾。

次に我々は所得別の食事内容を見よう。ラウントリーはA・B・C・Dの夫々に所屬する四つのグループの家族二八を對象にした榮養調査を行つて前頁表の様な結果を得ている。³³⁾

子供のない一族を除いて最低生活費 Human Needs of Labour 以下の生活をしているグループ1と2の全家族は榮養不足 (underfed) であり、最低生活費以上の生活をしているグループ3もイギリス醫師會の委員會の標準 (The British Medical Association Committee's standard) によれば、榮養不足である。八家族は週に平均三〇シリングニペンスの食費をつかつている。これは、食料品が經濟的に選ばれたなら、彼等の必要な標準食費である二二シリング八ペンス以上であるから榮養不足などおこらない筈である。彼等は家賃を支拂つた後の收入の五二・二%を食料にあてている。グループ2のそれは六三・八%であつた。一族の食事はイギリス醫師會の委員會の最低標準より上であり、三家族の食事はそれより幾分下であり、四家族は明瞭に榮養不足であつた。グループ4も食事は標準に達していないのである。動物性蛋白質は一四・八%不足である。カロリーとビタミンにおいては全體不足はない。鹹物性鹽については、鐵分が少し不足であり、カルシウムは非常に不足である。しかしこのグループについては、榮養の不足に關する限り、貧困によるのではない。このグループの標準食費は週二一シリング三ペンスであるのに三二シリングニペンス遣つてゐるからである。二家族は全く榮養不足であり、彼等のうちの一族は動物性蛋白質が四一・八%、カロリーが二五%不足している。他のそれも動物性蛋白質が三二・四%、カロリーが一三%不足している。このグループの一族だけがイギリス醫師會委員會の標準よりよい食事をとつてゐるのである。³⁵⁾

かくて次のように結論する事が出来るのである。³⁶⁾

- (1) グループ1のすべての家族—それは失業手當で生活している家族である—は榮養不足である。このグループの食事は全體としてポテトからうるビタミンCを除いてすべての榮養が必要な最低標準以下である。
- (2) グループ2は1程烈しくはないが榮養不足である。かくて最低生活費以下の生活をしている家族の二つのグループは榮養不足で苦しんでいるのである。これが貧困に基因する事は明かである。
- (3) グループ3は僅かながら最低標準以下である。これは一部は或家庭が食費に餘り低い支出しかしないためであり、一部は不經濟な購入である (ineconomical buying)。どの場合も榮養不足が貧困によると結論する事は正當ではないのである。
- (4) 一つを除いてグループ4の食事は標準に達しないのである。彼等の所得から判斷すれば健康に必要なすべての食料を確保することが出来るのである、と。

さて我々はここで一八九九年のヨークの第一次勞働調査と比較して見よう。ラウンドリーは、"Poverty and Progress" の書名が示してゐるように、そこに進歩を見出してゐるのである。

先ず二つの調査が行われた期間にヨーク市の勞働者組織が著しく増大した事を見のがしてはならないのである。一八九九年には二、五三九人の勞働組合員がいたが、それはヨークの人口の三・三%で大ブリテンの平均組織率たる四・四%に及ばなかつたのであるが、一九三八年には一七、八二四人(そのうち三、九七〇人は婦人)の勞働組合員がいて、それは現役男子勞働者の四〇・六%、女子勞働者の二七・九%で、ヨークの人口の一七・七%に當つていた。この時期の大ブリテンの平均組織率は一一・三%であつたから、ヨーク市の組織率は一般より遙かに高くなつたのである。これがヨークの勞働者の平均實質賃銀の上昇に大きな役割を演じた事はいうまでもないことであらう。しかし一方、社會的文化的水準が二〇世紀に入つて急速に進んだ事が實質賃銀の上昇に重大な影響をあたえた事を看過してはならないし、又勞働の強度化が組織的に進行した事も實質賃銀の上昇をもたらさ

を得なかつたのである。従つて二つの調査の期間に實質賃銀が一人當り所得として三八・六%増加した²⁵⁾として、それは決してそれだけ貧困から上昇したということとは出来ないものである。依然として労働者人口の四〇%が極めて劣悪な貧困状態にあつたというラウントリの結論を否定する事にはならないのである。むしろ實質賃銀が上昇しつつ貧困化が進展したという方が正しいのである。即ち實質賃銀の上昇は、労働強度の増進や社會的文化的な生活水準の一般的上昇からくる労働者の欲求の高まりを償い得なかつたのである。従つてラウントリが一九三六年の生活水準が一八九九年のそれより約三〇%高いと稱したとするも、これは貧困化の増大を否定する事にはならないのである。

ところでこの一人當り實質賃銀の上昇には色々のファクタアが働いているが、そのうち特に家族數の減少と社會政策の發展とが決定的な役割を果たしたのである。

家族數は一八九九年の平均四・〇四人から一九三六年の三・三七人に減少したのである。當然出生率も死亡率も減少した。左表並びに次頁表の通りである。

貧困者程出生率の高い事が親われるが死亡率も又同様に貧困者程高いのである。幼児死亡率も貧困者程高い。

死亡率

| 1899年(千分率) | |
|------------|-------|
| 最貧困者 | 27.78 |
| 中位の | 24.71 |
| 高級労働者 | 13.49 |
| ワーク全體 | 18.5 |

貧困と死亡率の關係

| 1935—6年(千分率) | |
|--------------|------|
| クラスAとB | 13.5 |
| C | 11.2 |
| DとE | 8.4 |

B. S. Rowntree,
ibid., p. 296

幼児死亡率

(千分率)

| | |
|--------|------|
| クラスAとB | 77.7 |
| C | 75.0 |
| DとE | 41.3 |
| 労働階級全體 | 64.9 |
| ワーク全體 | 56.1 |

B. S. Rowntree,
ibid., p. 297

| 出生率 と 死亡率 | ヨーク | | イングランド とウェールズ | | ヨークを含む 121の大都市の 平均(1936-8) |
|------------------|-----------------------------------|--------------|------------------|--------------|----------------------------------|
| | 1898-1901 平均 (1900年 を除く) | 平均 1936-8 | 平均 1898-1900 | 平均 1936-8 | |
| 1,000人當りイギリスの出生率 | 30.2 | 15.2 | 29.1 | 14.9 | 14.9 |
| 1,000人當りイギリスの死亡率 | 17.2 | 11.6 | 18.0 | 12.0 | 12.2 |
| 1歳以下の子供の死亡率 | 160.6 | 54.6 | 159.0 | 56.6 | 60.7 |

B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 286

クラス別出生率 (1935と1936年)

| | | |
|------------|---------|------|
| クラスAとB | 1000人當り | 28.6 |
| 〃 C | 〃 | 14.6 |
| 〃 DとE | 〃 | 8.6 |
| 勞働階級全體 | 〃 | 15.2 |
| ヨークの勞働階級全體 | 〃 | 15.1 |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 293

社會政策等社會施設の發展としては一九〇八年以降、養老年金、最低賃銀制、國民健康保險、失業保險、學校兒童への安價な給食制度等著しいものがあり、これが貧困の、或は貧困への没落の抑制に絶大な影響をあたえた事は、一九〇一年には居宅者の救貧に支拂われた總額は五、九五〇ポンドで一勞働者家族當り週平均二・五ペンスで一九三六年の價格で示せば四・〇七五ペンスであつたが、一九三六年においては、ヨーク市で疾病、失業、老齡、寡婦孤兒及び其の他の原因から支拂う公の基金 (public funds) から出された總額は二七五、〇〇〇ポンドで一勞働者家族當り週平均で六シリング六ペンスであつた事を見れば思い半ばにすぎるのであろう。これは一九〇一年の一八倍以上で、最低生活費 Human Needs of Labour 以下の勞働者家族の場合は一家族當り一三シリング五ペンスであつた。もう少し詳しくのべれば、一九〇一年にヨークの救貧扶助をうけた人の平均數は一、〇五五人で、年間を通じて或時に或は他の時にうけた人の總數は二、二四八人であつた。即ち四一三人の男と九四六人の女と八八九人の子供とであつた。一九〇一年三月二五日に終る一年間に支拂われた救貧扶助の (Poor Relief) 總額は一〇、二九三ポンドで週當り「九七ポンドであつた。それは勞働者家族當り四ペンスに等しく、勞働階級人口一人當り一ペンスであつた。一九三六年では次の如き社會施設からの扶助が週當り五、三〇九ポンド支拂われたのである。

| | | | | | |
|--------------|---|--|----------------------|--------------------|------------------|
| 失業手当 | 當 | (Unemployment benefit) | 一、八〇一 ^{ポンド} | 一八 ^{シリング} | 五 ^{ペンス} |
| 疾病手当 | 當 | (Health benefit) | 一一三 | 七 | 六 |
| 養老年金及び寡婦孤兒年金 | | (Old Age Pensions and Pensions for Widows and Orphans) | 二、六二四 | 〇 | 三 |
| 公的扶助 | 助 | (Public Assistance) | 七五三 | 五 | 九 |

學校兒童のためのミルク及(或は)肉 (Milk and or meals for school children)

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 455

一六 一四 九

週五、三〇九ポンドは一労働者家族當り六シリング六ペンス、労働人口一人當り一シリング二ペンスであつた。この總額のうち三、四二二ポンドは最低生活費以下の五、〇八八家族へ送られた。これは一家族當り一三シリング五ペンスで、一人當り三シリング一・〇七五ペンスで、彼等の總所得の三五・五%であつた。最低生活費以上の労働者家族へ送られた額は一、八九七ポンド一六シリング九ペンスでその内譯は次の通りであつた。

| | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|-------|--------------------|----|---------------------|----|--------------------|
| 失業 | 手 | 營 | 三二〇 | <small>ポンド</small> | 四 | <small>シリング</small> | 四 | <small>ペンス</small> |
| 疾病 | 手 | 營 | 四五 | | 七 | | 六 | |
| 養老年金及び寡婦孤兒年金 | | | 一、四五四 | | 一一 | | 一一 | |
| 公的扶助 | | | 八六 | | 一一 | | 〇 | |
| 學校兒童へのミルク及(或は)肉 | | | 一 | | 二 | | 〇 | |

B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 455

この様に社會政策が労働者階級の貧困化を抑制緩和した事は(特に住宅事情の改善は著しいものがあつた)極めて明からであるが、しかもこのことは労働者階級が全體として貧困化して行つた事を(労働階級の人々の四〇%が貧困線以下である事を想へ)いささかも否定するものではなかつたのである。外面的な改善の蔭に貧困化はジクザクのコースを辿りつつ進展して行つたのである。貧困線 (Poverty Line) は一八九九年のそれより一九三六年のその方が絶対的には確かに高い。だがこの間における社會的文化的生活水準の躍進を考えれば、相對的には、一九三六年の貧困線は一八九九年の貧困線より低いといつても決して過言ではないのである。

失業者が貧困者の中に占める比率は確かに著しく増大したが、しかも一九三六年は一八九九年(繁榮期)と同様

に好況乃至繁榮期であり、失業は決して偶然的なものではなく（一九三六年の失業者數一、七五五、〇〇〇人）、機轉的構成的なものとなつていた事を思えば、ラウントリーのごとく、それがなければ一九三六年の勞働狀態はもつとよかつたであらう、などというような推論をする事は誤りなのである。最低生活費を五三シリング（これ以下をラウントリーは低賃銀とよんでいる）ときめたことは、ラウントリー自身も認めるごとく低すぎるのであり、これを今少し考慮すれば低賃銀による貧困者（五三シリングを最低生活費とした場合の低賃銀による貧困者の割合は、一九三六年四二・三％）の比率は遙かに高くなつたであらうことは推測に難くないのである。そして一八九九年に比して、失業が増大しただけそれだけ、一九三六年における貧困者の比率が高くなつたであらうと考える事も、あながち無理な推論ではないのである。

ラウントリーは一八九九年と一九三六年を比較してそこに「進歩」(Progress)を發見している。それは確かであるが、勞働者階級の相對的絶對的貧困化という基本線に焦點を合せる時、勞働者階級や國家の様々の努力にもかかわらず、貧困化は依然としてその進行をやめていないと結論しなければならぬのである。

註1 「貧困と進歩」の内容目次は次の通りである。

第一部

- 第一章 ヨーク市の一般的性格
- 第二章 調査はいかにして行われたか
- 第三章 最低生活費以下の勞働者の生活
- 第四章 第一次貧困
- 第五章 最低生活費以上の勞働者の生活
- 第六章 經濟的壓迫の三つの時期
- 第七章 家計

イギリス勞働階級窮乏化の一斷面

第八章 其 他

第二部

第九章 住 宅

第十章 保 健

第十一章 教 育

第十二章 ヨーク市の財政

第三部

第十三章 餘暇時間の行動

第十四章 要約と結論

補論

以上

(2) B. Seetohn Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 10

ヨーク市の主要産業は鐵道とココア・チョコレート及び一般菓子製造業である。鐵道會社には一九三六年において、七、八〇〇人が雇傭されており(一八九九年には五、五〇〇人)、ココア・チョコレート及び一般の菓子製造業には殆んど一〇、〇〇〇人が雇傭されていた(一八九九年には二、〇〇〇—三、〇〇〇人)。一九三九年にはその数は約一三、〇〇〇人に達したのである。この産業の最低賃銀は最低賃銀法による最低賃銀局によつて決定されるが、ヨークの二つの主要産業は暫定産業復興委員會(Intermittent Industrial Reconstruction Committee)によつて承認された額の最低賃銀を支拂われているのである。これは最低賃銀率よりは高く、一九三五—六年のそれは成年男子週五三シリング、成年女子週二九シリングであつた。ところで産業労働者の非常に高い割合が請負仕事(piece-work)に従事し、普通の能率の請負労働者(piece-working of average ability)の所得は男女夫々週六六シリング三ペンス、三六シリング三ペンスよりは多くなかつたのである。全體としてヨーク市におけるココア、チョコレート、一般菓子製造業の労働者は、地方の工業労働者の平均賃銀より幾分多い賃銀を得ていたのである。この他小企業は澤山存在してゐる。(B. S. Rowntree, *ibid.*, pp. 9—10)

(3) 年二五〇ポンド以下の労働者の中には書記(clerk)或は商店従業員(shop assistant)等も含まれている。又手工労働者(manual worker)は年に二五〇ポンド以上の所得を得ているから調査の對象から除外されている。何れにしても年に二五〇ポンド以下の所得の者を「労働者」として調査對象にしてゐる譯である。又調査對象から除外された労働者は、自分の家に住んでいない次の人達であつた。

機 婢

一般の病院に入院している者
 救貧院に在るもの(浮浪者を含む)
 労働者で、學校と孤兒院に在る者
 海軍陸軍空軍等の隊内に在る者

四、三〇〇
 五七九
 六六一
 二〇〇
 二一〇〇
 七、八四〇

合 計

これらの人々を加えれば、ロンドン市の労働者階級人口は六三、〇四六人となる。(B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 12)

- (4) B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, pp. 26—27
- (5) *Ibid.*, p. 102
- (6) *Ibid.*, p. 28
- (7) 人に關する雜費カシリンタでいって、ラウンタリーは次のように述べてゐる。——「これは人についての雜費として家計の中に含められ低額である」(B. S. Rowntree, *Human Needs of Labour*, 1937, p. 99) 云々。
- (8) B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 29
- (9) B. S. Rowntree, *Human Needs of Labour*, pp. 124—125.
- (10) 普通の労働 (moderate work) とするものは、イギリス醫師會の委員會によつて三、七〇〇カロリーを必要とするをされた上、方々をきつて「労働と三、〇〇〇カロリーを必要とするをされた坐業 (sedentary) との間の労働を指す粗雑な言葉である」。(B. S. Rowntree, *ibid.*, p. 174)
- (11) B. S. Rowntree, *Human Needs of Labour*, pp. 70—71.
- (12) *Ibid.*, p. 71
- (13) G. D. H. & M. I. Cole, *The Condition of Britain*, p. 263
- (14) D. C. Jones, *Social Surveys*, p. 108
- (15) B. S. Rowntree, *Poverty and Progress*, p. 30
- (16) *Ibid.*, p. 31, p. 32
- (17) *Ibid.*, p. 35
- (18) *Ibid.*, pp. 38—39

AとBとを分けてその主要な貧困原因を見れば次の如くである。

イギリス労働階級窮乏化の一斷面

| | | |
|---|------|--------|
| | 失業 | 不十分な賃銀 |
| A | 四二% | 二〇・五 |
| B | 一七・一 | 四三 |

尙、失業世帯五八六の調査によれば、その失業期間は次の通りであつた。その慢性化と長期化を見るべきである。

| | |
|------------|-------|
| 一年以下 | 二〇・二% |
| 一年及びそれ以上二年 | 一六・四 |
| 二年と四年の間 | 二一・九 |
| 四年と六年の間 | 二三・六 |
| 六年以上 | 一七・九 |

規則的に労働している労働者一、三三八家族のうち一一五七家族は週五三シリング以下であつた（五三シリング、即ち九シリング六ペンスの家賃を加えたものを、ラウントリーは最低賃銀と考へ、これ以下を低賃銀と稱している）。その職業と賃銀は次の通りであつた。

| | 三五シリング以下 | 四〇シリング以下 | 四五シリング以下 | 五〇シリング以下 | 五三シリング以下 | 計 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 商店従業員 | 二 | 一二 | 三四 | 二二 | 一〇 | 五一 |
| 建築業 | 二 | 四 | 三三 | 六三 | 一一 | 一一三 |
| 公共事業 | 一〇 | 一一 | 七七 | 六八 | 三八 | 二〇四 |
| 運輸 | 九 | 一六 | 一一八 | 一〇七 | 三九 | 二八九 |
| 工場と事業場 | 一五 | 二六 | 一二四 | 一〇八 | 六〇 | 三三三 |
| 其他 | 一七 | 二七 | 五一 | 三〇 | 一一 | 一三七 |
| 合計 | 五五 | 九六 | 四三七 | 三九九 | 一七〇 | 一、一五七 |

(19) Ibid, p. 122
 (20) Ibid, pp. 124—125.
 (21) Ibid, p. 159
 (22) Ibid, p. 165
 (23) Ibid, p. 183
 (24) Ibid, p. 182, footnote.
 (25) Ibid, pp. 186—187.
 (26) Ibid, p. 196
 (27) Cf. Ibid, p. 204
 (28) Ibid, p. 452. 一八九九年のヨーク市の労働者人口一人當りの所得は八シリング二ペンス（一九三六年の價格で一四シリング一・五ペンス）であつたが一九三六年のそれは一九三六年のそれは一八シリング七ペンスで、三八・六%の上昇となるのである。

(29) Ibid, pp. 453, 459 (30) Cf. Ibid, Chapter IX. (31) Ibid, p. 451

(32) 一九三七年十月、一九三八年一月、四月及び七月の各月の四週間調査したものであつた。この中の八、九〇五家族の工業労働者のそれは平均八六シリング三ペンスでその内譯は次の通りであつた。(Cf. D. C. Jones, Social Surveys, p. 150)

食 家 衣 光 其
 費 賃 服 熱 他
 三 四 一 〇 一 〇
 一 〇 九 六 二 五 八 六
 一 〇 四 五 七 三
 シ ン グ
 ヲ ク

この八、九〇五世帯の中から更に二、一〇〇世帯をとつて衣服とはき物について十二月間にわたつて詳細な調査を行つたとこ
 ろ、被服費は週八シリング一ペンスで、八、九〇五世帯の平均のそれより一シリング三ペンス低かつたのである。故にこれに
 よつて各費目の金額と百分比を、一九一四年の調査の時と比較しつゝ掲げれば次の通りであつた。

| 支出項目 | 1937—8年 | | 1914年の 百 分 比 |
|------|---------|-------|-----------------|
| | 費 目 | 百 分 比 | |
| 食 費 | 34 | 40 | 60 |
| 家 賃 | 10 | 13 | 16 |
| 衣 服 | 8 | 9½ | 12 |
| 光 熱 | 6 | 7½ | 8 |
| 其 他 | 25 | 30 | 4 |
| 計 | 85 | 100 | 100 |

D. C. Jones, Social Surveys, p. 222

この一般的な平均額から見ても、いかにラントリー最低生活費
 であるか(一九三六年と一九三七年—八年の間には生計費の増大は三
 シリング位と見て差支ない)。
 貧困化の幅と深さの大を思ふべきである。

イギリス労働階級窮乏化の一断面

四 結 語

一九三五年十月の政府の労働者調査を中心として貧困者の數と比率を導き出したクチンスキーの「飢餓と労働」(“Hunger and Work”)は、所謂ラウントリ貧困線 (poverty line) = 最低生活費 = Human Needs of Labour 以上の産業別・業種別平均賃銀の中に、短時間労働者 (short-time worker) と時間外労働をする労働者 (over time worker) との低い賃銀を見出して、潜在化した貧困者を正しく指摘した。この意義は極めて重大ではあつたが、これは夫婦と子供三人の「標準」家族の貧困者を示したまでで、それ以外の貧困者は大體の概數を示すことが出来たにすぎなかつたのである。

一九三六年のラウントリのヨーク市労働者調査 (“Poverty and Progress”) は詳細を極めたものであり、クチンスキーのこの缺を補つて餘りあるものであつた。それは家族數別 (獨身者を含む) の最低生活費 = Human Needs of Labour を明らかにし、これらの關連において年二五〇ポンド以下の収入の勤勞者労働者及びその家族の貧困状態を論駁の餘地のない程明確にさし示したのである。そして労働者階級人口の實に四〇%がラウントリ最低生活費以下の貧困者であつたことを明らかにしたのであつた。しかもこの貧困がいかなる原因によつて生じたか、それがどの程度に社會政策的施設によつて抑制緩和されているかをも示したのである。

我々はラウントリのヨーク調査によつて、資本主義の一般的危機の時代に貧困がどの様な態様で、どの様な規模と深さで存在するかをはじめ、全面的に理解することが出来たのである。それはいかなる政府調査もその他多くの民間諸調査も明確にする事の出来なかつたものであつた。「ロンドンにおける人民と労働」(Life and Labour

of the People in London) の著者チャールズ・ブースの友人として、一八九九年にヨークの大規模な労働調査を行つて、ブースと同様の結論を導き出し、イギリス的社會主義成長のために絶大な貢献をした彼ラウントリーは、三六年後の一九三六年、再び大規模なヨーク労働調査を行つて、大量的貧困の存在を論駁の餘地のない明確な諸統計によつて人々の前にさし示し、同時にその克服のための諸手段をも示したのであつた。

やがて一九三九年イギリスは第二次世界大戦を戦うこととなつたが、ラウントリーの調査と研究はやがてピバリツヂによつて引繼がれ、一九四二年、「戦後案のイギリス的形態」としてのピバリツヂ報告 (Deridge Report) を生み出し、戦後、あの壯麗な社會保障制度 (Social Security) を生みだしたのであつた。その意義たるや誠に大なりといふべきである。

さてここで貧困とは何か、という問題を少し考へて見たい。第二章の註1にも示しているごとく、貧困線もまぢまぢであり、貧困線の決定は極めて相對的であるように見える。ポレーイの單なる生存のための水準 (Bowley "Rare Subsistence") やラウントリーの人間としての、必要な最低水準 (Rowntree "Human Needs") が貧困であることは極めて明らかであるが、兩者の間には相當の開きがある。又デトロイト標準 (Detroit Standard) や技術者研究グループの「望ましい標準」 (Engineers Study Group "desirable Standard") が勤勞者の欲求として過度のものであるといふことは到底言えなない。ポレーイ標準と「望ましい標準」とを比較すれば、後者は實に前者の三倍以上である。このように見てくると貧困線をどこに設定するかは相對的であるという結論が出さうである。だがポレーイ貧困線やラウントリー貧困線等は現實の一般労働者の状態を前提して、この中での極貧者 (ポレーイ貧困線) 或は貧困者 (ラウントリー貧困線 = Human Needs of Labour) を意味している。これは通常の用語としての「貧困」に外ならな

い。だが現實に、貧困線以上の労働者が生活的に苦しみ、生活状態に不満を感じていることは明らかな事實である。「望ましい標準」が、一九三五年の價格でラウントリの Human Needs of Labour が五シリング二ペンスであるのに對して、一一七シリング一〇・五ペンスであるということはこの間の事情をよく示すものというところが出来よう。「望ましい標準」とは何か。その時代の社會的文化的水準として當然欲求しうる、不熟練の一般労働者の標準生計費である。これがみだされない時、そこに生活上の不満が出て來るのである。そうであるとすれば、この現實に望ましいものとして欲求されうる標準生計費以下の生活を、貧困とよぶことこそ理論的であるということが出来るのではなからうか。

この「望ましい生活標準」こそが實は理論的な貧困線に外ならないのである。「望ましい生活標準」を經濟學上の用語で表現すれば「労働力の價值」ということに外ならない。労働力の價值以下の労働状態、これこそが理論的な意味の貧困なのである。

ところで労働力の價值の内容はいかなるものであろうか。労働者及びその子供の生活費（生理的及び歴史的・文化的の意味の生活費）や労働者の熟練の育成費が含まれる事についてはマルクスが既に展開したところである。ここで筆者が明らかにしたい事は、特定の社會の特定の時期の疾病率、災害率、失業率による疾病、災害、失業の期間の生活費及び労働が出来なくなつて後の老齡生活を維持する費用が含まれねばならないということである。賃銀以外に生活手段を持たない労働者が疾病や災害や失業や老齡によつて労働不能に陥つた場合に、彼は賃銀の控除による貯蓄によつてのみ眞に生活が可能となるからである。

熟練労働者のクラフト・ユニオンの共濟活動、或は友愛會の機能は實にこれを行うことにあつたことは周知の

通りである。それは高い賃銀を得ていた熟練労働者のみに可能であつたのである。一九世紀の末葉に至つて資本主義が独占段階に入り、二〇世紀に入つて帝國主義段階に入つてからのイギリスの熟練労働者状態は急速に悪化し、疾病や災害や失業や老齡のために支出しなければならぬファンドは著しく減少し、共済活動を遂行する事は極めて困難となつたのである。これを一應解決したものが一八九七年の労働者補償法 (Workers' Compensation Act) や、一九一一年の健康保険 (Health Insurance) や、失業保険 (Unemployment Insurance) や、一九〇八年の養老年金 (Old Age Pensions Act) 等の社會政策であつた。独占→帝國主義段階に入つての労働状態の悪化→資本の烈しい労働力の價値収奪は、補償制度や社會保険や年金制度或は最低賃銀制等の社會政策によつて緩和されたのである。しかもかかる社會政策立法や其の他の國家扶助制度の擴大にもかかわらず、労働者階級の貧困化が進んだ事はラウントリーの調査が如實に示したところであつた。

資本の敵對的な運動は不斷に失業者を生み出し、労働力に對する需給關係を労働者階級に不利たらしめ、労働條件を必然的に労働力の價値以下に低下せしめ、労働者階級を窮乏化させ、階級對抗を激化せしめつつ展開し、やがて自己を否定し克服するプロレタリアートの力を成熟せしめてゆくのである。¹⁾

一九三六年の調査後の労働状態については、一九三八年はじめまでについては第二章のべたところである。第二次世界大戦中の労働状態については、これが悪化した事だけは、確言することが出来るのである。第二次世界大戦後の労働状態については信頼すべき資料を持たない。資料を得て改めて論ずるであらう。

註(一) Social Insurance and allied Services, Report by Sir William Beveridge, 1942.

尚(二) R. W. B. Clarke, The Beveridge Report and After 44 (See, Social Security, edited by William A.

Rohsen)。

(2) 生活上の不満があるからこそストライキが絶えないのであり、しかもストライキは多く組織労働者が、即ち通常の低い賃銀の労働者より比較的高い賃銀の労働者が行う場合が多いのである。貧困を所謂ラウントリーの Human Needs Stampud に限定してはならない所以である。

| イ成つる比 ラ不終働分 トがに勞百 スキ功たの | キ失働百 イテ勞 ラつた數 トよれの スにわ日萬 | 業 | 失 | 經濟狀態 | 年 |
|----------------------------------|--------------------------------------|----|-------|------|------|
| 39.3 | 1.4 | 大 | 増 | 退後 | 1928 |
| 6.9 | 8.3 | 少 | 減 | 善 | 1929 |
| 77.8 | 4.4 | 多い | 非常に | 慌 | 1930 |
| 15.6 | 7.0 | | 〃 | 〃 | 1931 |
| 47.3 | 6.5 | | 〃 | 況 | 1932 |
| 42.0 | 1.1 | | 〃 | 善 | 1933 |
| 32.7 | 1.0 | 少 | 減 | 〃 | 1934 |
| 27.2 | 2.0 | | 〃 | 〃 | 1935 |
| 49.6 | 1.8 | | 〃 | 〃 | 1936 |
| 63.6 | 3.4 | | 〃 | 〃 | 1937 |
| 53.6 | 1.3 | 大 | 増 | 退後 | 1938 |
| 51.2 | 1.4 | 減少 | 戦争により | 善 | 1939 |

J. Kuczynski, A Short History of Labour Conditions in Great Britain, p. 115

次表はストライキによつて失われた労働日數を示すものである。

(3) Vgl. K. Marx, Das Kapital, Bd. I, Zweiter Abschnitt, Viertes Kapitel, 3.

(4) 批著「社會政策論の根本問題」前篇參照。

(5) J. Kuczynski, A Short History of Labour Conditions in Great Britain, Chapter IV. 參照。

【附記】本稿は昭和二六年度の文部省科學研究費の交付による研究の一部である。ここに附記し、感謝の意を表する次第である。